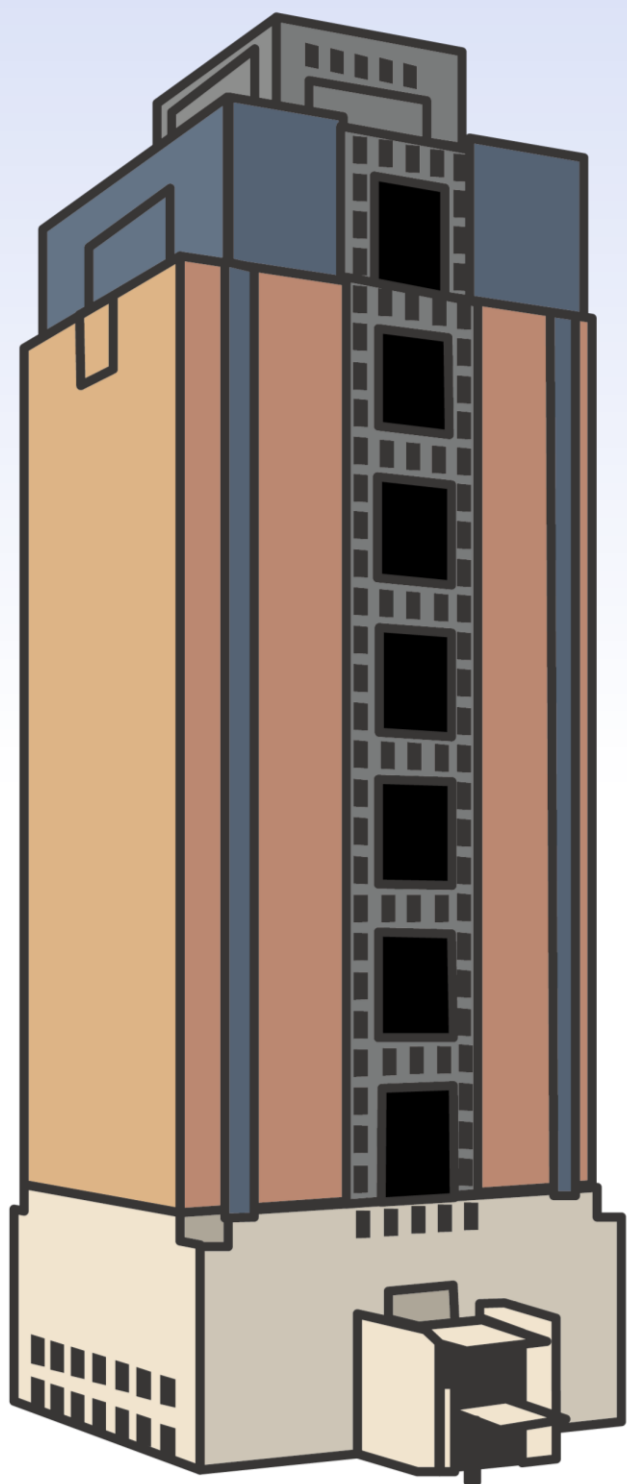


群馬県福祉プラン (令和2年度～令和7年度)

県民誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指して



はじめに

人口減少・少子高齢化の進展や雇用状況の変化、地域社会の変化等の中、8050 問題やダブルケアなど、世帯が抱える課題が複合化・複雑化し、高齢者・障害者・子ども等の分野・対象者ごとに整備された公的支援制度では対応が難しい事例が顕在化しています。



こうした状況を踏まえ、人々が様々な生活課題を抱えながらもそれぞれの地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会を構築していくために、「群馬県福祉プラン(令和2年度～令和7年度)」を策定しました。

本計画は、総合計画の「福祉分野」における最上位計画として、本県の福祉施策を推進するための指針となるものです。

地域共生社会づくりの推進を中心に据え、基本理念である「県民誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を実現するため、「共に支え合う地域づくり」、「地域を支える仕組みづくり」、「福祉を支える人づくり」の3つの基本目標を設定し、総合的かつ計画的に取り組を進めてまいります。

県民、市町村、関係機関及び関係団体の皆様には、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御審議をいただきました群馬県社会福祉審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

群馬県知事

山本 一太

目 次

第1章 計画策定.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 福祉分野及び子ども分野における計画体系等	2
(1) 福祉分野及び子ども分野における計画体系図	2
(2) 関連する他分野の主な計画	2
第2章 地域福祉を取り巻く状況	3
1 人口減少・少子高齢化の進展	3
(1) 人口の推移と推計	3
(2) 少子化の状況	4
(3) 高齢化の進展	4
2 雇用状況の変化	5
3 地域社会の変化	6
(1) 世帯構成の変化等	6
(2) 相互扶助機能の弱体化	7
4 社会保障制度改革	7
第3章 目指すべき方向	8
1 基本理念	8
2 基本目標	8
(1) 共に支え合う「地域づくり」	8
(2) 地域を支える「仕組みづくり」	8
(3) 福祉を支える「人づくり」	8
3 計画の構成及びSDGs（17目標）との関連	10
第4章 施策の方向	14
1 基本目標1 共に支え合う「地域づくり」	14
(1) 相互理解・環境整備の推進	14
ア 住民相互理解の推進	
イ 地域課題の解決力強化	
ウ 日常生活で必要となる環境の整備	

(2) 地域における福祉サービスの充実	20
ア 地域福祉	
イ 高齢者福祉	
ウ 障害者福祉	
エ 児童福祉	
2 基本目標2 地域を支える「仕組みづくり」	28
(1) 権利擁護の推進	28
ア 虐待防止	
イ 障害者差別の解消	
ウ 成年後見制度などの権利擁護の推進	
エ 社会的配慮を必要とする人への支援	
オ 第三者評価、苦情対応	
(2) 福祉サービス基盤の確立・促進	35
ア 生活困窮者支援の推進	38
イ 生活保護の実施	38
ウ ひとり親家庭の自立支援	38
エ ひきこもり支援、依存症対策	39
オ 専門的支援	39
カ 複合化・複雑化した課題への支援	40
(3) 災害時における福祉的支援の充実	41
ア 地域における要配慮者支援	42
イ 災害福祉支援ネットワークの強化	42
ウ 災害時におけるボランティア活動の支援	43
3 基本目標3 福祉を支える「人づくり」	44
(1) 福祉人材の確保	44
(2) 福祉人材の資質向上	47
(3) 福祉活動等への住民参加の促進	49
第5章 計画の推進	52
1 点検・評価・公表	52
2 市町村地域福祉計画の推進支援	53
【資料編】	54
Ⅰ 市町村の地域福祉への取組状況に関する調査	55
Ⅱ 統計データ	60
Ⅲ 策定経過等	65

第1章

計画策定

1 計画策定の趣旨

現行の「群馬県福祉プラン」の計画期間が、令和元年度（2019年度）で満了となることから、令和2年度（2020年度）を始期とする計画を策定するものです。

当計画では、人々が様々な生活課題を抱えながらもそれぞれの地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

また、市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針を示し、各市町村の実情に応じた取組の促進を図るとともに、多岐にわたる福祉分野の施策を統括し、本県の福祉施策を推進するための指針となるものです。

なお、社会情勢の変化、制度改正及び総合計画をはじめとする他計画との調和を図るため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

2 計画の位置付け

- (1) 群馬県総合計画の個別計画であり、福祉分野における最上位計画となるものです。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として位置付けるものです。

3 計画期間

令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を最終年度とする6か年計画とします。

4 福祉分野及び子ども分野における計画体系等

(1) 福祉分野及び子ども分野における計画体系図

※令和6年4月1日現在

分 野	
	最上位計画
	個別基本計画
	個別実施計画
福 祉	群馬県福祉プラン（令和2年度～令和6年度）＜社会福祉法＞
	群馬県高齢者保健福祉計画（第8期）＜老人福祉法、介護保険法＞
	第4期群馬県介護給付適正化計画＜介護保険法＞
	第3期ぐんま元気・活躍高齢者プラン
	バリアフリーぐんま障害者プラン8
	・群馬県障害者計画＜障害者基本法＞
	・第5期群馬県障害福祉計画＜障害者総合支援法＞
	・第1期群馬県障害児福祉計画＜児童福祉法＞
	第4次群馬県工賃向上計画
	第3次群馬県手話施策実施計画
	第3次群馬県自殺総合対策行動計画－自殺対策アクションプラン－
	＜自殺対策基本法＞
子 ど も	ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020
	＜次世代育成支援対策推進法、 子ども・若者育成支援推進法、 子どもの貧困対策の推進に関する法律、 子ども・子育て支援法、 母子及び父子並びに寡婦福祉法、 群馬県青少年健全育成条例＞
	群馬県社会的養育推進計画

(2) 関連する他分野の主な計画

- ・第9次群馬県保健医療計画 ＜医療法＞
- ・群馬県健康増進計画（元気県ぐんま21（第3次）） ＜健康増進法＞
- ・第5次群馬県男女共同参画基本計画 ＜男女共同参画社会基本法＞
- ・第2次群馬県再犯防止推進計画 ＜再犯防止推進法＞
- ・群馬県地域防災計画 ＜災害対策基本法＞
- ・群馬県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 ＜住宅セーフティネット法＞

第2章

地域福祉を取り巻く状況

1 人口減少・少子高齢化の進展

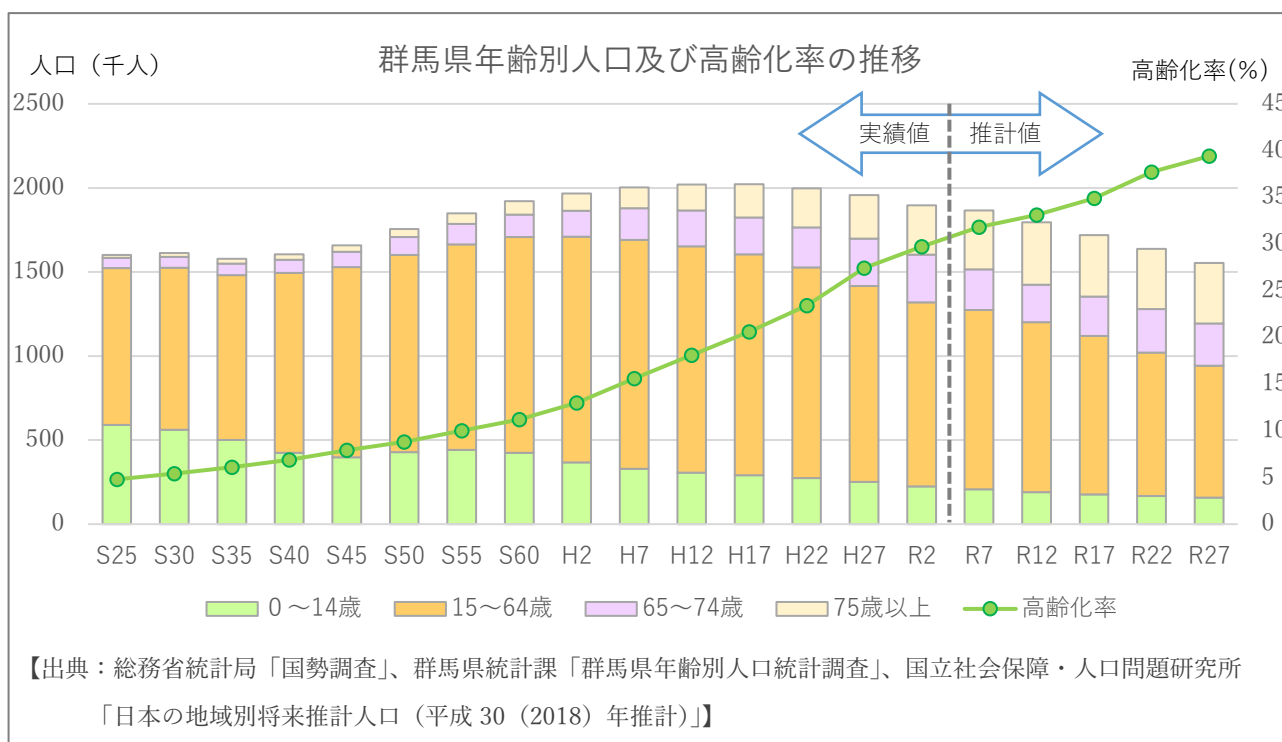
(1) 人口の推移と推計

総務省統計局の人口推計によると、日本の総人口は、平成20年（2008年）をピークに減少に転じており、人口減少時代を迎えています。

本県においても同様の傾向にあり、県年齢別人口統計調査（10月1日時点）によると、平成16年（2004年）の約203万5千人をピークに人口減少が続いています。平成17年（2005年）には戦後初めて死亡数が出生数を上回る自然減に転じており、平成30年（2018年）10月1日現在の総人口は前年より約9千人減少し1,949,756人（平成29年（2017年）1,958,615人）となっています。

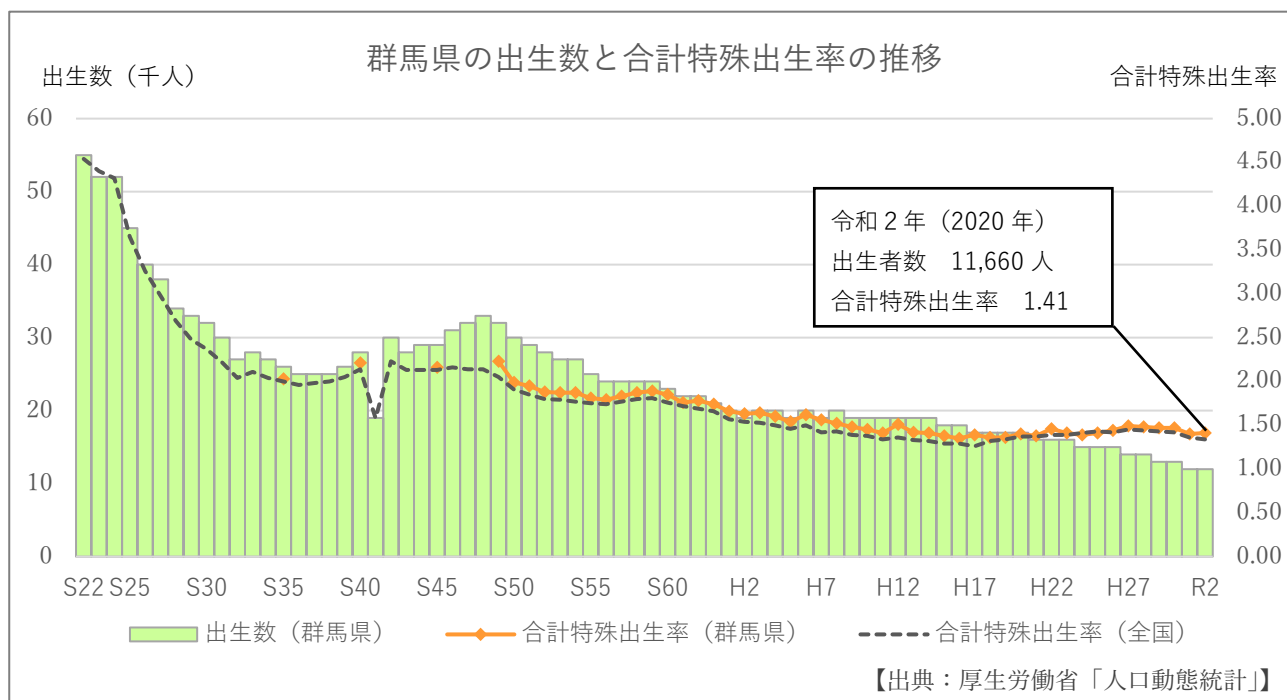
また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）によると、本県の総人口は、令和22年（2040年）には163万8千人、令和27年（2045年）には155万3千人にまで減少すると見込まれています。

なお、総務省の住民基本台帳人口によると、平成31年（2019年）1月1日現在の本県の総人口は前年より9,382人減少していますが、その内訳を見ると、日本人人口は12,471人減少、外国人人口は3,089人増加となっています。



(2) 少子化の状況

厚生労働省の人口動態統計によると、平成 30 年（2018 年）の出生数は、全国が 918,400 人、本県が 12,922 人で、ともに過去最少となっています。また、平成 30 年（2018 年）の本県の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.47 で、全国平均の 1.42 を上回っていますが、50 歳時の未婚割合の上昇や平均初婚年齢の高止まり、30 歳代前半の母親の出産が多い傾向は続いています。



(3) 高齢化の進展

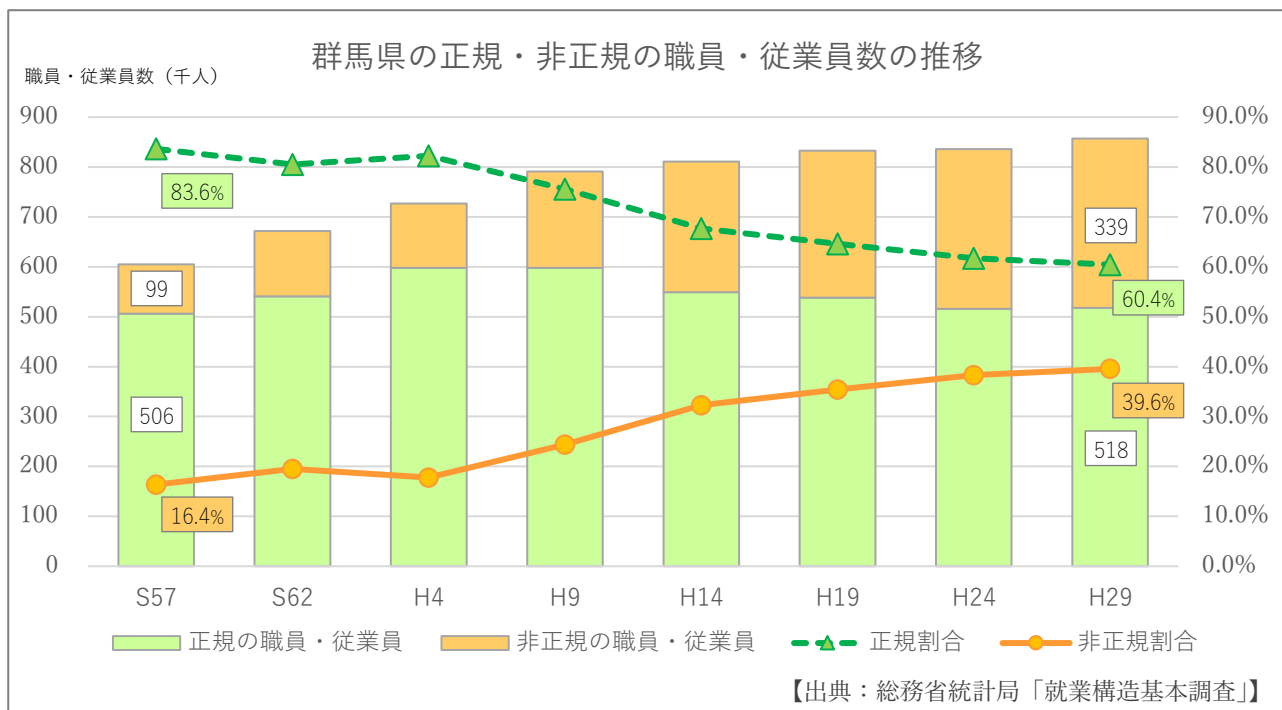
総務省統計局の人口推計によると、平成 30 年（2018 年）における 65 歳以上の高齢者人口は、全国が 3,557 万 8 千人、本県が 57 万 4 千人で、それぞれの総人口に占める割合（高齢化率）は 28.1%、29.4%となっています。

また、社人研の日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）によると、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）には、本県の 65 歳以上の高齢者人口は 59 万人、高齢化率は 31.8%になり、約 3 人に 1 人が高齢者になると推計されています。更にその後、65 歳以上の高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和 27 年（2045 年）には 39.4%になると推計されています。

2 雇用状況の変化

総務省統計局の就業構造基本調査により、雇用形態別に本県の雇用者数の推移を見ると、正規職員・従業員（以下「正規雇用労働者」という。）は、1990年代半ばから2000年代前半のバブル経済崩壊や平成20年（2008年）のリーマンショックの影響による世界的な景気減退と雇用環境の急激な悪化によって急減しましたが、近年はやや増加傾向にあり、平成29年（2017年）は51万7千人となっています。

一方、就労が不安定で経済的な自立が困難な場合もある非正規の職員・従業員（以下「非正規雇用労働者」という。）は急増しており、昭和57年（1982年）の9万9千人が、平成29年（2017年）には33万9千人になっています。



3 地域社会の変化

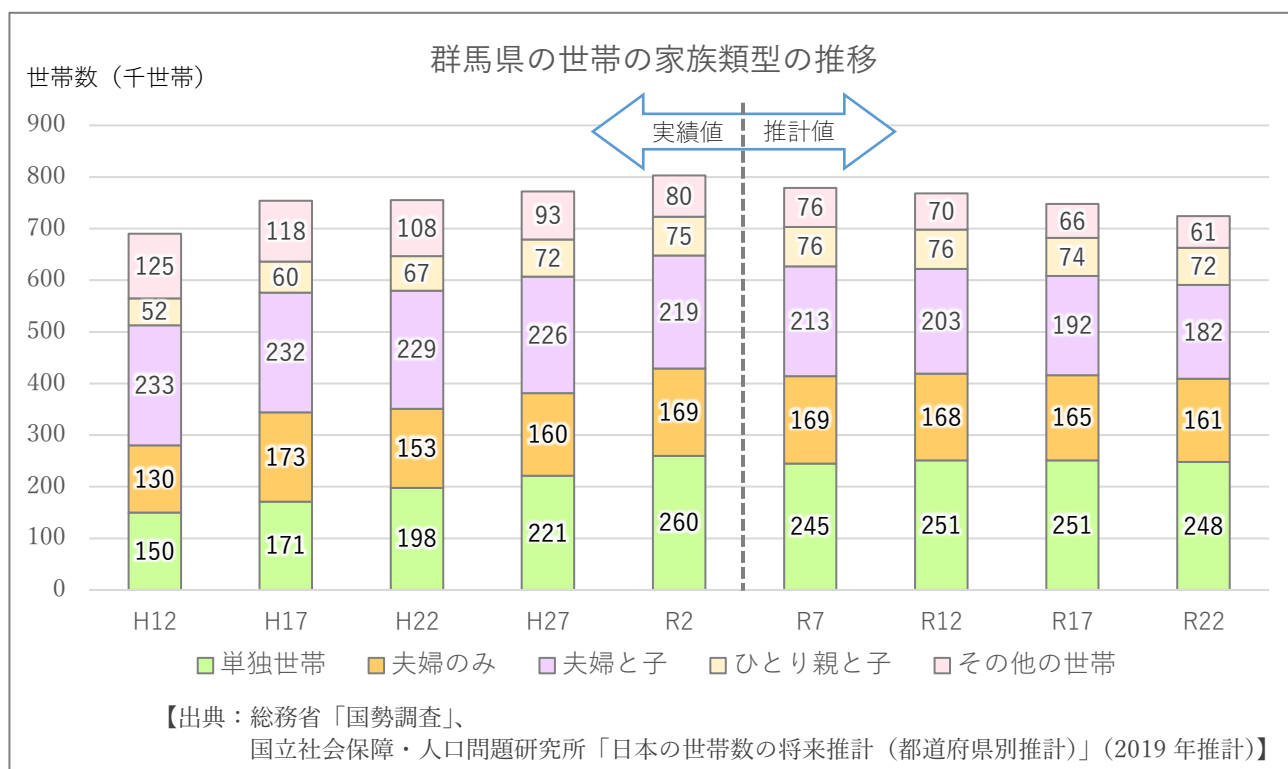
(1) 世帯構成の変化等

国勢調査によると、本県の一般世帯数は、平成7年（1995年）の649,664世帯が、平成27年（2015年）には772,014世帯に増加しています。世帯構造別の構成割合の推移を見ると、単独世帯と夫婦のみの世帯の割合は上昇しており、平成27年（2015年）では、単独世帯（28.6%）と夫婦のみの世帯（20.7%）を合わせると5割近くになっています。

また、高齢化の進展に伴い、全世帯に占める65歳以上の高齢者世帯の割合も急激に上昇しています。昭和55年（1980年）に10,179世帯であった65歳以上の単身世帯は、平成27年（2015年）には79,885世帯になり、全世帯の10.3%を占めています。

社人研の日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2019年推計）によると、今後世帯数は減少し、令和22年（2040年）には72万4千世帯になると見込まれていますが、単独世帯（34.3%）と夫婦のみの世帯（22.3%）の割合は更に上昇すると推計されています。

また、平成28年（2016年）に実施した県ひとり親世帯等調査によれば、本県のひとり親世帯数は、母子世帯が22,499世帯、父子世帯が2,826世帯で合計25,325世帯となっていますが、その5年前と比較すると、母子世帯が857世帯減少し、父子世帯が633世帯減少しています。



(2) 相互扶助機能の弱体化

かつては、日常生活における不安や悩みを相談できる相手や、世帯の状況の変化を周囲が気づき支えるという人間関係が身近にあり、子育てや介護などで支援が必要な場合も主に地域や家族がそれを担うなど、地域の相互扶助や家族同士の助け合いにより、地域住民の暮らしが支えられてきました。

しかし、高齢化や人口減少の進行を背景に、地域でのつながりが弱まるとともに、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などにより、家庭の機能も低下しています。更に、会社への帰属意識が低下し、職場での人間関係も希薄化する傾向にあるなど、日常の様々な場面における「つながり」の弱まりを背景に、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの課題が顕在化しています。

4 社会保障制度改革

社会保障制度については、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を念頭に、社会保障の充実・安定化と財政健全化という2つの目標の同時達成を目指して、社会保障と税の一体改革が進められてきました。

人口構造の推移を見ると、令和7年（2025年）以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化するとともに、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者数がピークを迎えることから、令和22年（2040年）を展望した社会保障改革の検討が始まっています。

第3章

目指すべき方向

1 基本理念

県民誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり

人口減少・少子高齢化の進展や雇用状況の変化、地域社会の変化等の中、8050 問題やダブルケアなど、世帯が抱える課題が複合化・複雑化し、高齢者・障害者・子ども等の分野・対象者ごとに整備された公的支援制度では対応が難しい事例が顕在化しています。

そのため、人々が様々な課題を抱えながらもそれぞれの地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現が求められています。

そこで、県では、当計画に基づき、県民誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくりを進めます。

2 基本目標

地域共生社会づくりの推進を中心に据え、基本理念である「県民誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を実現するため、次の3つの基本目標を設定し、総合的かつ計画的に取り組を進めます。

(1) 共に支え合う「地域づくり」

住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる「地域づくり」を支援します。

(2) 地域を支える「仕組みづくり」

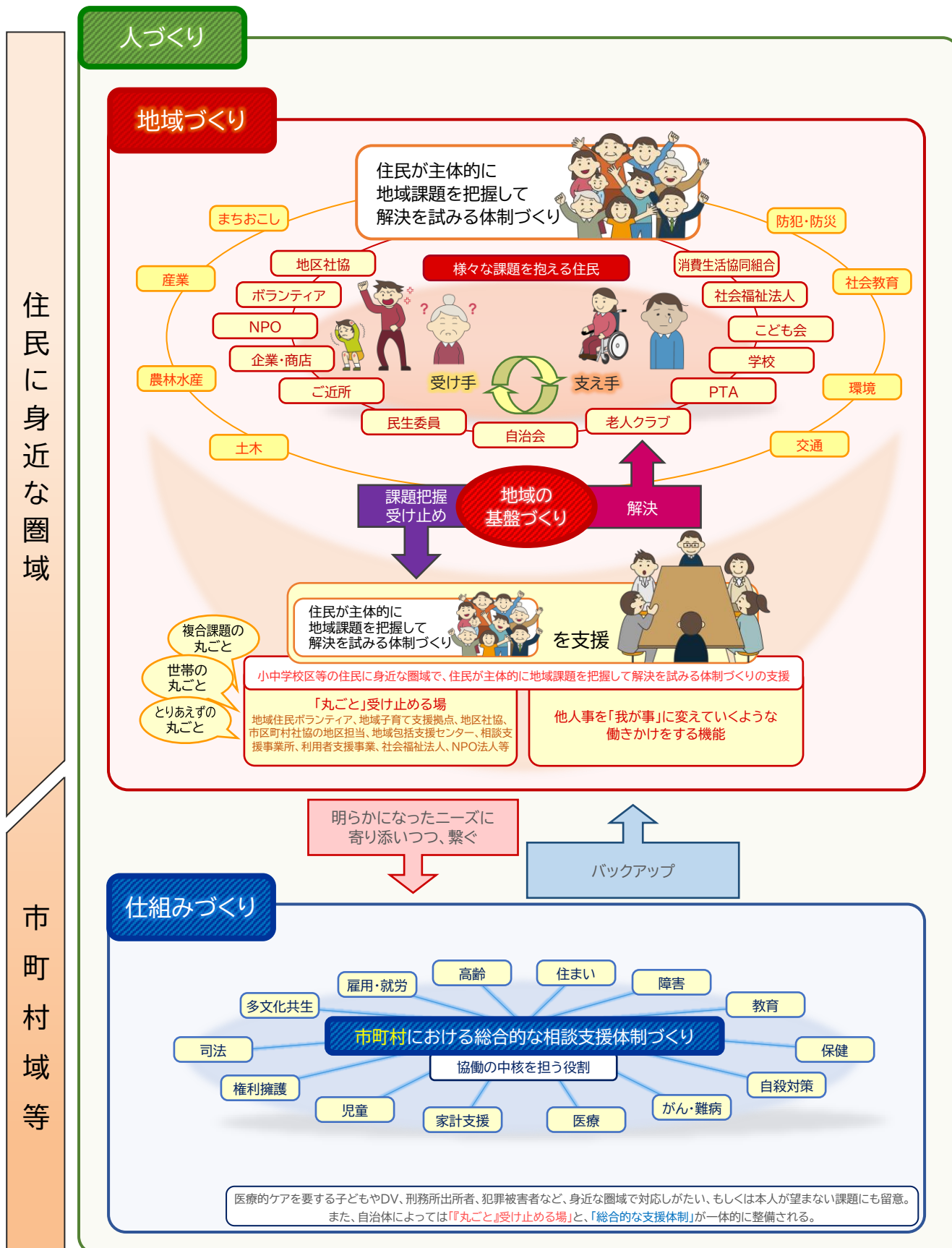
市町村域、または市町村を越えた広域において、地域で解決できない課題の解決を図るため、多機関の協働による専門的・包括的な相談支援体制構築等の「仕組みづくり」を推進します。

(3) 福祉を支える「人づくり」

福祉サービスを支える人材の確保や資質向上を図るとともに、福祉活動等の住民参加を促進し、多様な福祉ニーズに対応する「人づくり」に取り組みます。

国が描く地域共生社会と 当計画の基本目標との関係

- 基本目標 1 共に支えあう「地域づくり」
基本目標 2 地域を支える「仕組みづくり」
基本目標 3 福祉を支える「人づくり」



3 計画の構成及びSDGs（17目標）との関連



当計画は、3つの基本目標それぞれについて必要とされる項目を掲げ、施策の方向を示した構成となっています。

また、令和12年までの達成に向けて、国を挙げて取組が進められているSDGsを意識することは、持続可能な地域共生社会づくりにもつながることから、当計画とSDGsの17目標との関連を示します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

■群馬県福祉プランが取り組むSDGsのゴール

1. 貧困をなくそう

10. 人や国の不平等をなくそう

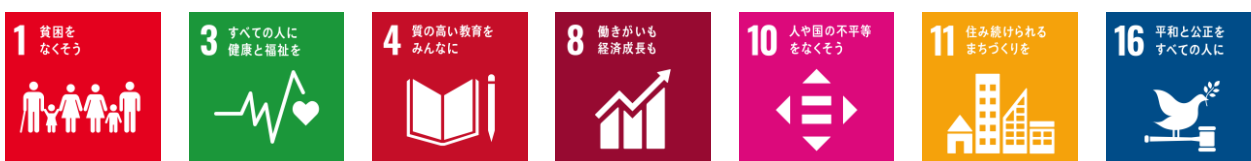
3. すべての人に健康と福祉を

11. 住み続けられるまちづくりを

4. 質の高い教育をみんなに

16. 平和と公正をすべての人に

8. 働きがいも経済成長も



SDGs（エス・ディー・ジーズ）

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。17目標（ゴール）から構成されており、発展途上国だけでなく、先進国を含む全ての国が取り組むべきものとされています。「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

群馬県福祉プランの構成		関連する SDGs
基本目標1：共に支え合う「地域づくり」		
(1) 相互理解・環境整備の推進		3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを
住民相互理解の推進	●障害者に対する理解の促進 ●多文化共生施策の推進	
地域課題の解決力強化	●「互助」の地域社会づくり ●子育てを地域社会全体で支える環境づくり ●心の健康づくりと普及啓発活動の推進	
日常生活で必要となる環境の整備	●バリアフリー・ユニバーサルデザイン ●障害者の意思疎通環境の整備	
(2) 地域における福祉サービスの充実		3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを
地域福祉	●地域包括ケアシステムの深化・推進 ●共生型サービス ●地域見守り体制の充実 ●市町村における取組への支援 ●地域生活支援拠点等の整備・機能の充実 ●自殺防止のための地域相談体制の充実 ●移動・外出支援 ●居住支援 ●社会福祉法人・企業等の社会貢献活動等の促進	
高齢者福祉	●介護予防の推進 ●認知症施策の推進 ●ひとり暮らし高齢者への支援 ●市町村における介護保険制度運営への支援 ●高齢者福祉サービスの充実 ●高齢者の安心な暮らしへの支援	
障害者福祉	●障害者の地域生活の基盤整備 ●障害者福祉サービスの充実 ●療育体制の整備	
児童福祉	●待機児童対策 ●市町村における取組への支援	

群馬県福祉プランの構成		関連する SDGs
基本目標2：地域を支える「仕組みづくり」		
(1) 権利擁護の推進		  
虐待防止	●児童・障害者の虐待防止 ●相談体制の充実 ●市町村における取組への支援 ●高齢者虐待の防止	
障害者差別の解消		
成年後見制度などの権利擁護の推進		
社会的配慮を必要とする人への支援	●配偶者からの暴力被害者等への支援 ●矯正施設退所予定者等への支援 ●外国人への支援	
第三者評価、苦情対応		
(2) 福祉サービス基盤の確立・促進		 
生活困窮者支援の推進	●生活困窮者自立支援の推進 ●子どもの貧困対策の推進	
生活保護の実施		
ひとり親家庭の自立支援		
ひきこもり支援、依存症対策	●ひきこもり支援 ●依存症対策	
専門的支援	●医療的ケアを要する状態にある児童等への支援 ●難病・がん患者等への支援 ●発達障害児等への療育支援	
複合化・複雑化した課題への支援	●相談体制の整備等 (複合的な課題等への対応) ●自殺防止のための相談体制支援のネットワークづくり	
(3) 災害時における福祉的支援の充実		 
地域における要配慮者支援		
災害福祉支援ネットワークの強化		
災害時におけるボランティア活動の支援		

群馬県福祉プランの構成		関連する SDGs
基本目標3：福祉を支える「人づくり」		
(1) 福祉人材の確保	●群馬県福祉マンパワーセンターによる支援 ●介護人材の確保 ●障害福祉人材の確保 ●保育人材の確保	   
(2) 福祉人材の資質向上	●群馬県福祉マンパワーセンターによる研修 ●介護職員の資質向上 ●介護支援専門員の資質向上 ●障害福祉人材の資質向上 ●保育士の資質向上 ●放課後児童支援員の資質向上	
(3) 福祉活動等への住民参加の促進	●民生委員・児童委員の活動の支援 ●介護予防活動等の推進 ●ボランティア活動等の促進 ●高齢者の社会参加・社会貢献の促進 ●障害者の社会参加推進及び活躍促進 ●福祉教育の推進	

第4章

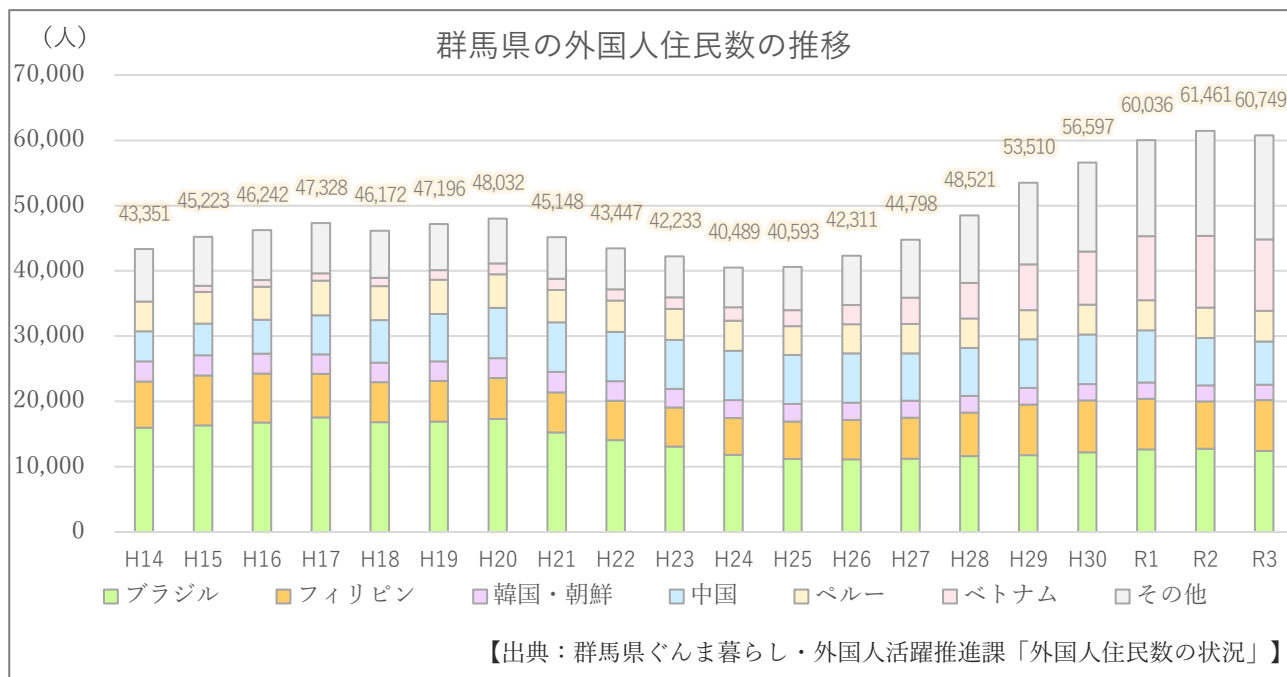
施策の方向**1 基本目標1 共に支え合う「地域づくり」****(1) 相互理解・環境整備の推進**

共に支え合う「地域づくり」においては、住民相互理解の推進や地域課題の解決力強化、日常生活で必要となる環境の整備など、相互理解・環境整備の推進が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

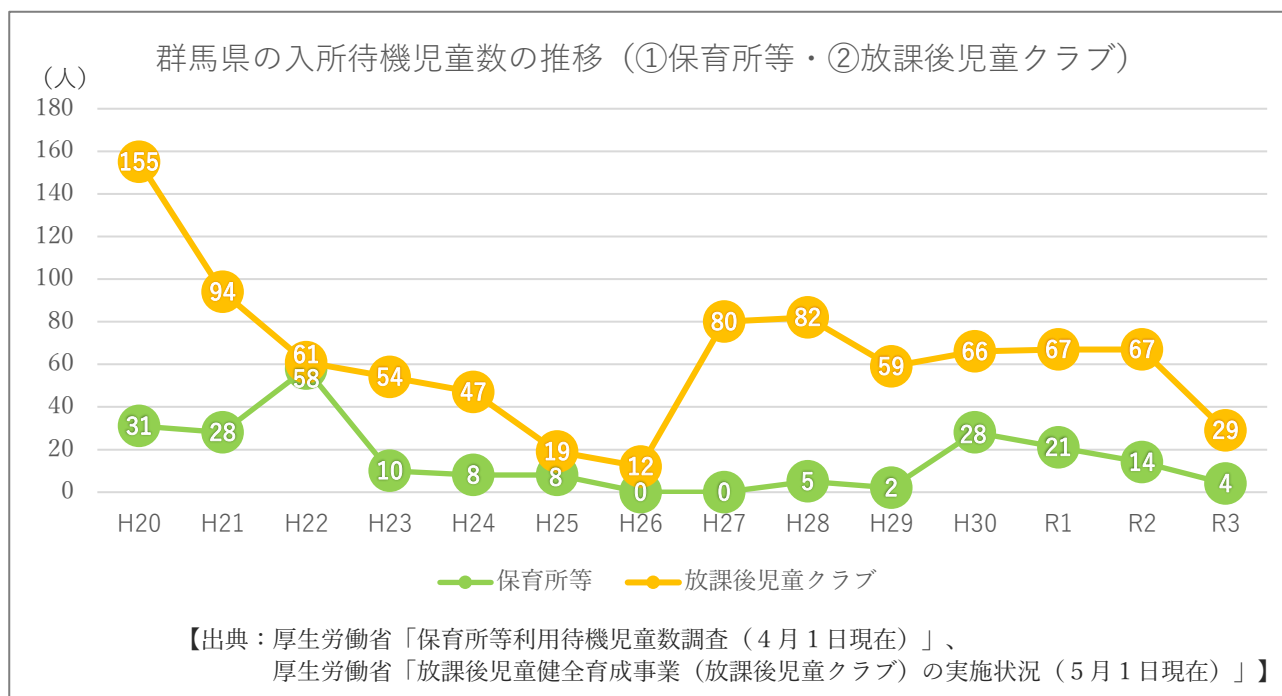
【現状と課題】

地域におけるつながりの希薄化や女性の社会進出、外国人住民の増加等を背景に、次のような課題が生じています。

- 人口減少や高齢化等により地域社会の相互扶助機能が弱体化している中で、つながりを持ちながら、お互いの存在を認め合い、寄り添い、共に支え合う心の醸成と地域共生社会の実現に向けた意識啓発が大切です。また、日常生活をはじめ、災害発生時等に手を差し伸べることができる地域の担い手の確保が必要とされています。
- 障害の有無に関わらず、誰もが安全・安心に生活する社会の実現には、全ての県民が、障害及び障害のある人に対する理解を深め、共に支え合うことが必要です。また、障害のある人や高齢者、多様な特性をもつ県民が、それぞれの地域で安心して暮らし続けるために、物理的障壁や社会的障壁などを除去するとともに、多くの人が利用しやすいよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備を進めていくことが求められています。
- 障害のある人にとって、情報を取得し意思表示やコミュニケーション等の意思疎通を図ることは、日常生活を営む上で必要不可欠です。
- 近年、本県の外国人住民数は増加を続け、平成30年(2018年)12月末現在で56,597人と過去最多となりました。今後ますます外国人住民の増加が見込まれるため、生活者としての外国人に対する施策の充実と、多様な人々が快適で円滑に地域で生活していくため、分かりやすさや利用しやすさに配慮した環境整備が求められています。

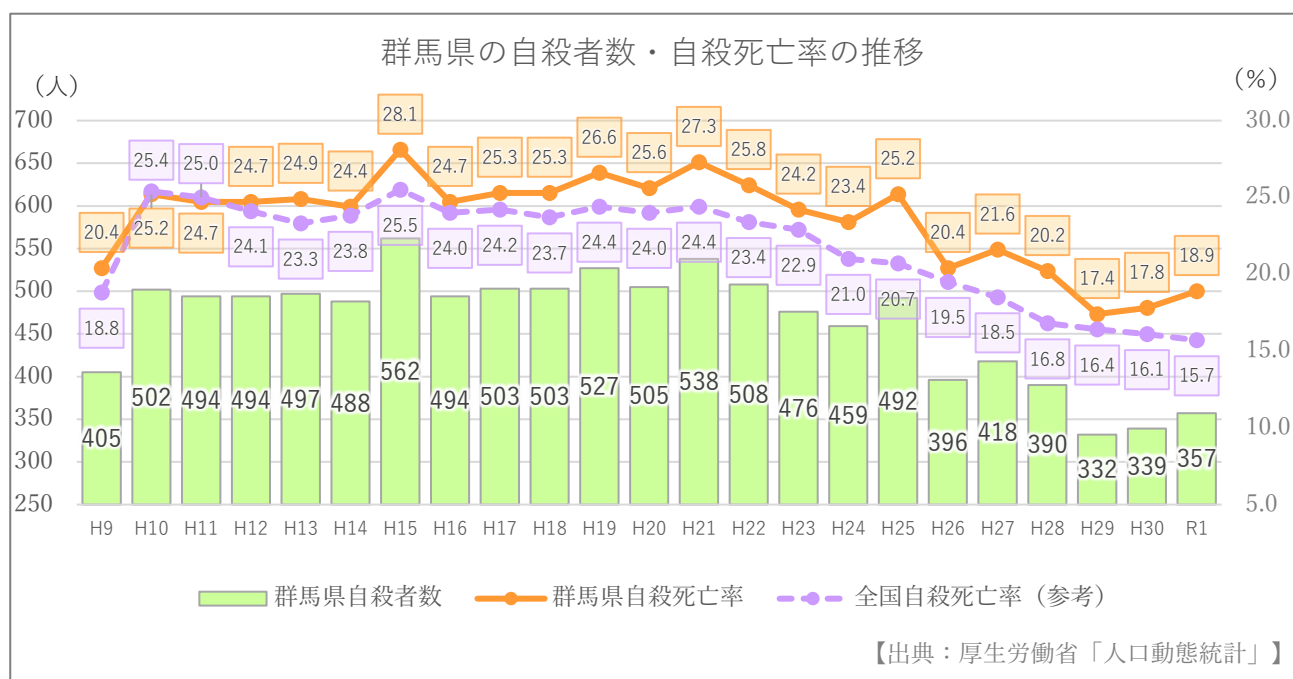


- 女性の社会進出や共働き世帯の増加などにより、低年齢児の保育需要が高まっています。平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在、本県の保育所等における待機児童は 21 人であり、待機児童解消のため、保育の受け皿を整備する必要があります。



- 平成 28 年度（2016 年度）に実施した県子どもの生活実態調査によれば、子どもの将来の自立にとって必要となる、学力や基本的な生活習慣、自己肯定感、社会性などの生活力が不足する原因は、経済的な要因だけでなく、親子の関わりの問題なども影響を与えていることが分かります。

- 県と市町村が整備する放課後児童クラブや放課後子ども教室などを利用できない子どももいる中で、子ども食堂や無料学習塾などのような、地域の方々が主体となった子どもの居場所におけるご近所のぬくもりのような役割が注目されています。
- 悩みやストレスを抱え心理的に追い込まれることは誰にでも起こり得ることであり、誰でも自殺に追い込まれる可能性があることや誰かに助けを求めることが大切であるということを全ての県民の共通認識とすることが必要です。更に、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を行うことが非常に重要です。



本県の自殺者数は、平成10年（1998年）に急増して以来年間500人前後で推移し、平成22年（2010年）以降は増減を繰り返しながらも減少傾向が続いていますが、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、全国平均を上回る状況が続いています。

このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。相互理解・環境整備の推進を図るために、これらの方向に沿った取組を進めます。

【施策の方向】

ア 住民相互理解の推進	障害者に対する理解の促進
	多文化共生施策の推進
イ 地域課題の解決力強化	「互助」の地域社会づくり
	子育てを地域社会全体で支える環境づくり
	心の健康づくりと普及啓発活動の推進
ウ 日常生活で必要となる環境の整備	バリアフリー・ユニバーサルデザイン
	障害者の意思疎通環境の整備

ア 住民相互理解の推進

障害者に対する理解の促進

- ・ 障害のある人が地域で生活しやすいよう、障害のある人に対する理解の促進を図ります。障害者週間・知的障害者福祉月間・精神保健福祉普及運動などにおける広報・啓発活動の推進や、広報メディアを利用して障害のある人への理解を促進するための情報提供等を行っていきます。

多文化共生施策の推進

- ・ 多様な文化を受け入れる意識を醸成し、日本人と外国人が共に支え合うことのできる地域づくりを目指し、多文化共生の意識啓発に取り組みます。
- ・ 日本語の学習環境を整えるため、指導者の育成に努めるほか、生活する上で必要とされる情報を効果的に提供するため、多言語による情報提供の充実に努めるなど、多文化共生施策を推進します。
- ・ 外国人が地域で活躍できる環境をつくるため、外国人児童生徒が適切な教育を受け、健全に成長し、地域で活躍する人材となるためのサポートを行い、次世代の育成を支援します。
- ・ 貴重なグローバル人材である外国人留学生の県内定着を図るため、企業や学校等と連携して定着促進に努めます。
- ・ 日本語能力が高く地域への貢献意欲が高い外国人キーパーソンの発掘・育成に努め、連携しながら施策を進めます。
- ・ 多文化共生の観点から地域の課題を解決し、活性化を図るため、NPO等と協働・連携しながら地域の環境づくりを進めます。

イ 地域課題の解決力強化

「互助」の地域社会づくり

- ・ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭の増加に伴い、地域で孤立する世帯が増えており、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる居場所づくりが重要であることから、住民が自主的に運営する集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」の設置や活動の支援に取り組みます。
- ・子ども食堂や無料学習塾等の「子どもの居場所」づくりの支援に取り組み、地域コミュニティの活性化や地域福祉の増進を図ります。
- ・住民に近い日常生活圏域（中学校区が目安）で地域課題の把握やインフォーマル活動への支援、社会資源の創出などを住民主体で話し合う協議体の設置が進み、市町村では生活支援コーディネーターを設置し、課題の共有や公的相談機関につながるなど、協議体の活性化を図っていることから、これらの取組を市町村と連携して支援します。
- ・地域課題の解決力強化を図るため、NPO法人やボランティア団体、企業など、多くの主体の活躍を引き出し、相互に協力できる「協働」の体制づくりに努めます。また、協働が効果的に行われる環境を整備するほか、協働を進めていくための手法を構築し広く共有することや、協働を担う人材の育成を支援します。
- ・地域課題解決のための活動財源の確保や寄附文化の醸成、福祉への関心の喚起につながる住民参加の取組として、共同募金運動の周知等に努めます。

子育てを地域社会全体で支える環境づくり

- ・安心して子どもを生み育てられる社会づくりのため、子育て支援策をはじめとする環境づくりを促進します。また、家庭や企業、ボランティア、NPO、行政が連携を図りながら、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりに努めます。

心の健康づくりと普及啓発活動の推進

- ・自殺や心の病に関する正しい知識や相談窓口について、積極的に情報を発信します。
- ・身近な人の「気づき」を促すため、行政関係職員や民生委員・児童委員をはじめ広く県民に対して、ゲートキーパー養成研修を行うほか、研修の講師となる人材を育成します。
- ・若年層を対象に、SOSの出し方に関する教育や自己肯定感を高める教育などの取組を推進します。

ウ 日常生活で必要となる環境の整備

バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- ・障害のある人をはじめ、全ての人が安全・安心に生活できるよう、行動を制限する様々な障壁の除去の促進を図ります。
- ・人にやさしい福祉のまちづくり条例の普及啓発により、建物等ハード面のバリアフリー化を推進するとともに、啓発活動により、障害や障害のある人に対する全ての県民の理解を深め、社会制度や情報取得等ソフト面の環境整備も推進します。
- ・多くの人が利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮した公共施設等の環境整備に努めます。

障害者の意思疎通環境の整備

- ・視覚、聴覚に障害がある人の意思疎通支援を行う手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成や、失語症者に対する意思疎通支援者の養成、専門性の高い通訳業務への派遣体制を充実します。
- ・視聴覚障害者情報支援施設として、県立点字図書館や県聴覚障害者コミュニケーションプラザを運営します。

(2) 地域における福祉サービスの充実

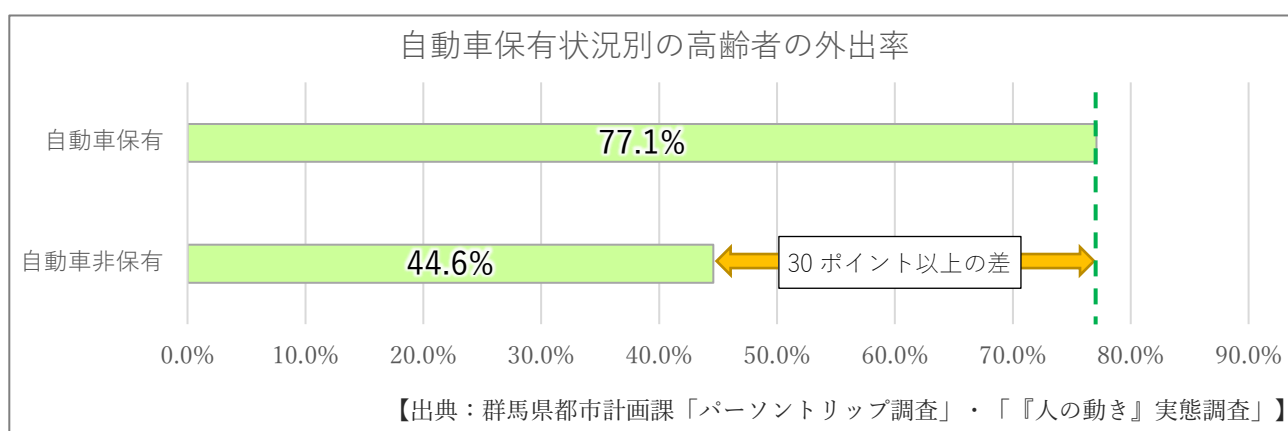
共に支え合う「地域づくり」においては、地域福祉や高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の地域における福祉サービスの充実が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

【現状と課題】

地域は、高齢者や障害者、子どもなど、世代や背景の異なる全ての人々の生活の本拠ですが、高齢化の進展や児童虐待の増加、買い物弱者の社会問題化等の中で、次のような課題が生じています。

- 制度ごとに整備が進められてきた公的な福祉サービスについては、利用者本位の考えのもと、利用者の生活課題を総合的、継続的に把握し、必要なサービスが総合的に提供される体制づくりが求められています。また、利用しやすいよう身近な地域でのサービス提供と相談窓口整備など、地域の実情に応じた福祉サービスの充実が必要です。
- 多くの高齢者は、要介護状態等となった後でも、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けたいと考えており、希望する人が在宅で支援を受けられる体制づくりが必要です。また、元気に日常生活を送る高齢者も大幅に増加しており、今後は、このような元気高齢者には「支えられる側」ではなく、「支える側」としての活躍が期待されます。
- 振り込め詐欺や訪問販売による被害などが社会問題化しており、消費者被害防止の取組が求められています。
- 地域で生活する障害のある人が、障害の種類に関わらず、居宅における生活支援のためのサービスや夜間の居住を支援するためのサービス、日中活動を支援するためのサービス等を必要に応じて利用できるよう、サービスの充実と事業所の適正な運営が重要です。また、障害のある子どもが、将来、自立し、円滑に社会参加できるように、療育の総合的支援体制の整備・充実にすることが求められています。
- 増加し続ける児童虐待を防止するには、子どもとその家族に身近な市町村が、早い段階で複雑化・多様化する子育て相談に適切に対応するなど、子育て家庭を支援することが重要です。

- 自殺に追い込まれるという危機は、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時に高くなると言われています。そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やす取組も併せて実施することが重要です。
- 平成 27・28 年度に実施されたパーソントリップ調査・「人の動き」実態調査によれば、自動車を保有している高齢者の外出率（調査日に外出した人の割合）が 77.1% である一方、保有していない高齢者は 44.6% と、30 ポイント以上の差があります。自動車保有状況が高齢者の活動に大きな影響を及ぼしていることから、公共交通など自動車以外の移動手段を確保することが求められています。



- 小売業者の減少などから、過疎地域や中山間地域のみならず、中心市街地においても、買い物弱者・買い物困難者が発生しており、地域の状況に応じた対策が求められています。
- 今後、高齢者や障害者、子育て世帯などの住宅の確保に配慮が必要な人の増加が見込まれており、その対策が求められています。
- 社会福祉法人は、本来公益性の高い社会福祉事業を担っていますが、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給において中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められています。

このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。地域における福祉サービスの充実を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

【施策の方向】

ア 地域福祉	地域包括ケアシステムの深化・推進
	共生型サービス
	地域見守り体制の充実
	市町村における取組への支援
	地域生活支援拠点等の整備・機能の充実
	自殺防止のための地域相談体制の充実
	移動・外出支援
	居住支援
	社会福祉法人・企業等の社会貢献活動等の促進
イ 高齢者福祉	介護予防の推進
	認知症施策の推進
	ひとり暮らし高齢者への支援
	市町村における介護保険制度運営への支援
	高齢者福祉サービスの充実
	高齢者の安心な暮らしへの支援
ウ 障害者福祉	障害者の地域生活の基盤整備
	障害者福祉サービスの充実
	療育体制の整備
エ 児童福祉	待機児童対策
	市町村における取組への支援

ア 地域福祉

地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・高齢者等が介護や支援が必要となった状態でも可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を更に進め、住民一人ひとりが役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティの育成や公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを市町村等と連携して推進します。

共生型サービス

- ・平成30年度（2018年度）に創設された、高齢者と障害児者が共に利用できる共生型サービスの周知を図ることにより、利用者が使い慣れた事業所でサービスの提供を受けやすく、また、各事業所で適切に人員を活用しサービス提供できるよう、地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供を推進します。

地域見守り体制の充実

- ・民間事業者の協力を得て、住民に何らかの異変を感じた際に、各市町村等に報告する取組を引き続き実施するとともに、更なる体制の充実を図ります。
- ・消費者被害防止のため、消費者相談や地域の見守りネットワークの各市町村の取組を支援します。

市町村における取組への支援

- ・各市町村は、規模や地域特性、担い手など地域の実情に応じて地域福祉の取組を進めており、その取組に役立つ情報の提供や単独の市町村では対応が難しい場合の広域化の調整など、市町村の取組を支援します。
- ・子どもの居場所は、子どもだけでなく、地域の大人や高齢者、障害のある人など様々な人が集い、それぞれの役割をもちながら支え合うことで、地域のつながりを再構築する場としての一面も備えています。啓発セミナーや研修を通じて、様々な形の子どもの居場所を提案し、地域に根ざした居場所づくりを応援していきます。
- ・共生型の多世代交流・多機能型の福祉拠点等による地域づくりの取組が一層広がり、利用者の支援や生活の質の向上が図られるよう努めます。

地域生活支援拠点等の整備・機能の充実

- ・障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備及びその機能の充実を図るため、市町村の取組を支援するとともに、医療的ケアが必要な障害のある人に対する支援を行うなど、個々のニーズにあった利用者本位の施策に取り組みます。

自殺防止のための地域相談体制の充実

- ・自殺リスクを低下させるため、「生きることの促進要因（自己肯定感や信頼できる人間関係といった自殺に対する保護要因）への支援」として、面接や電話による精神保健相談やこころの健康相談統一ダイヤルにより引き続き相談体制の充実を図るとともに、自死により家族等を亡くした人からの相談を受けるほか遺族同士の交流の場を設けるなど、自死遺族支援を推進します。

移動・外出支援

- ・高齢者や障害のある人をはじめとする住民が生活する上で、移動や外出手段の確保は重要な課題であるため、公共交通の維持確保と利用促進に取り組みます。
- ・過疎地域等で、市町村や社会福祉法人、NPO法人等が実施している自家用有償運送等の移動手段の取組について、市町村等とともに普及啓発等を推進します。
- ・「群馬県交通まちづくり戦略」に基づき、「地域的な暮らしの足の確保」として、新たな移動手段（相乗りなど）の実証実験、「基幹公共交通軸の強化・快適化」として、路線バスへの交通系ICカード導入補助や、鉄道各線の緊急対策“利用促進アクションプログラム”の策定など、自動車以外の移動手段も選択できる環境整備を促進します。
- ・障害のある人の外出等を支援するため、ガイドヘルパーや行動援護、同行援護事業等について従業者の資質向上と円滑な推進を図るとともに、身体障害者補助犬の給付や普及啓発を推進します。
- ・障害のある人等が通院やレジャー・文化芸術活動等のため移送サービスを利用できるよう、体制整備を図ります。

居住支援

- ・低所得者や被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮が必要な人に対し、県営住宅の供給を行うとともに、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を促進し、住まいの安定的な確保を図ります。

社会福祉法人・企業等の社会貢献活動等の促進

- ・社会福祉法人は、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域共生社会の担い手の一つとして大きな役割が期待されており、その役割が果たせるよう、地域住民が抱える多様な福祉ニーズに対応しようとする社会福祉法人を後押しします。
- ・企業等も地域の構成員であり、住民の見守り等の社会貢献活動を実施する企業等の増加を図ります。

イ 高齢者福祉

介護予防の推進

- ・高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、その状態を悪化させないようにするための体制整備を進めます。
- ・介護予防事業に取り組む市町村に対して、研修や情報提供、財政的支援を行うとともに、地域リハビリテーション体制を活用したリハビリ専門職による助言・指導や自主活動、市町村の介護予防事業でボランティアとして活動する介護予防サポーターの養成に関する支援等を行います。
- ・高齢者が自分らしい生活を維持できるよう促すため、従来の介護予防等の取組に加え、運動や栄養、口腔、社会参加に着目したフレイル予防対策の重要性について普及啓発を行います。

認知症施策の推進

- ・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市町村や企業等と連携し、認知症に関する正しい知識の普及を図るとともに、認知症サポーター等による地域での見守り体制を推進し、本人や家族等への支援体制を構築します。
- ・認知症の早期診断や早期対応により初期段階から治療や適切な支援が受けられるよう、認知症疾患医療センター等の専門医療機関の整備とともに、かかりつけ医や地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、介護サービス事業所等が連携する保健医療介護体制を構築するなど、認知症施策の円滑な実施を推進します。
- ・若年性認知症に対する理解の促進と、一人ひとりがその状態に応じた適切な支援が受けられるよう若年性認知症支援コーディネーターを設置し、本人、家族の相談体制の整備や就労等を含めた関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。

ひとり暮らし高齢者への支援

- ・何らかの支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、見守り・安否確認や外出・家事支援等生活支援サービスの提供体制づくりが重要であることから、定期的な訪問調査等により地域の実態を把握するとともに、地域住民や各種団体による支え合い活動が日常的に行われる地域づくりに取り組む市町村等を支援します。

市町村における介護保険制度運営への支援

- ・市町村が、円滑かつ適正に介護保険制度を運営できるよう、「高齢者の自立支援・要介護状態等の重度化防止」や「介護給付の適正化」に向けた取組を支援します。

高齢者福祉サービスの充実

- ・住み慣れた地域を離れることなく、できる限り自宅や家族に近い場所で介護を受けることができるよう、地域的なバランスにも配慮しながら、市町村と連携して介護サービスの提供体制の整備を促進します。

高齢者の安心な暮らしへの支援

- ・高齢者の総合相談窓口として市町村が設置している地域包括支援センターが県民にしっかりと認知され、十分な活用が図られるよう、改めて周知を行うとともに、ワンストップサービス拠点として、地域包括支援センターの機能強化・充実を図る市町村の取組を支援します。
- ・各地域包括支援センターにおける相談窓口の充実や地域の介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメントに取り組むことができるよう支援するとともに、新たな課題である在宅医療と介護の連携等を通して、関係機関とのネットワーク形成や在宅療養を継続的に支援する体制を構築します。
- ・高齢者が年齢や心身の状態等に関わらず集い、介護予防や要介護状態等の軽減、悪化防止を期待できる住民主体の通いの場について、人と人とのつながりを通じて参加者の拡大を図るとともに、通いの場の活動が継続する地域づくりを市町村と連携し推進します。

ウ 障害者福祉

障害者の地域生活の基盤整備

- ・障害のある人の社会参加や地域移行を更に推進するため、「日中活動の場」の充実として、就労移行支援や就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所の整備を促進するとともに、「住まいの場」の充実として、グループホームの整備推進等に取り組みます。
- ・在宅の障害のある子どもとその家族を支援するため、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の充実を図ります。

障害者福祉サービスの充実

- ・福祉施設等に入所している人、または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や相談など、地域における生活に移行するために必要な支援を推進します。

- ・高次脳機能障害のある人に対して、その特性や支援方法等が周囲の人に理解されるよう、普及啓発等に取り組むとともに、専門的な相談支援の強化に取り組めます。
- ・発達障害のある人に対して、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、必要な体制整備を図ります。

療育体制の整備

- ・保健や医療、福祉、教育などの関係機関の連携を一層強化し、それぞれの個性を伸ばし、また、もてる力を最大限に発揮できるよう、身近な地域で、乳幼児期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の推進を図ります。
- ・発達障害のある子どもに対しては、早期からの療育支援が必要であることから、可能な限り早期に発見できるよう市町村等との連携を強化します。

エ 児童福祉

待機児童対策

- ・各市町村において、地域の保育需要に対応した保育所・認定こども園等の利用定員を確保するため、国や市町村と連携して施設整備を行うことにより、働きながら安心して子育てができる保育環境の整備を図ります。
- ・小学校就学後も保育が必要な児童が、引き続き放課後児童クラブを利用できるよう整備を進めるとともに、放課後子ども教室との一体的または連携した事業の実施を推進します。

市町村における取組への支援

- ・子ども・子育て支援新制度の実施主体となる市町村を支援する「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020（群馬県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定し、給付・事業等が円滑に運営されるよう、必要な助言、援助、市町村間の調整を行います。
- ・保育所や幼稚園から認定こども園への移行について、施設の疑問や不安に応え、円滑な移行を支援します。
- ・病児保育や休日保育などの特別な保育の需要について、市町村間の広域的な調整を図るなど、市町村の意向に沿った支援を行います。
- ・令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化については、国へ確認しながら、市町村との情報共有に努め、制度の導入に伴い事務が増大する市町村を支援していきます。

2 基本目標2 地域を支える「仕組みづくり」

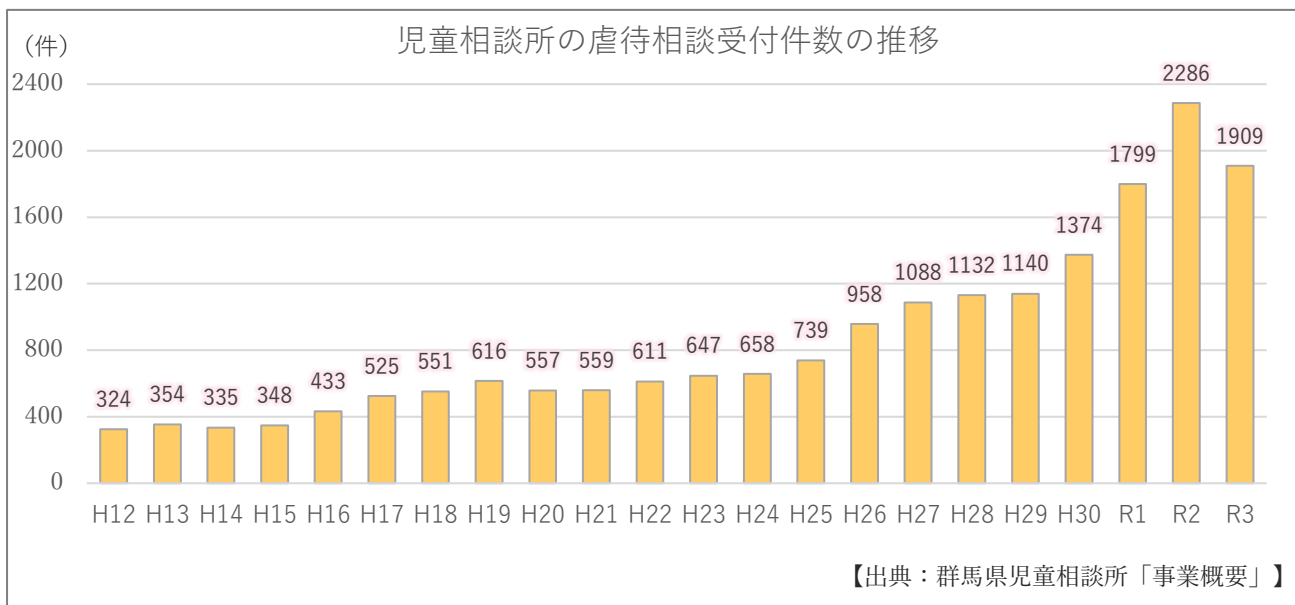
(1) 権利擁護の推進

地域を支える「仕組みづくり」においては、虐待防止や障害者差別の解消、成年後見制度などの権利擁護の推進、社会的配慮を必要とする人への支援、第三者評価、苦情対応など、権利擁護の推進が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

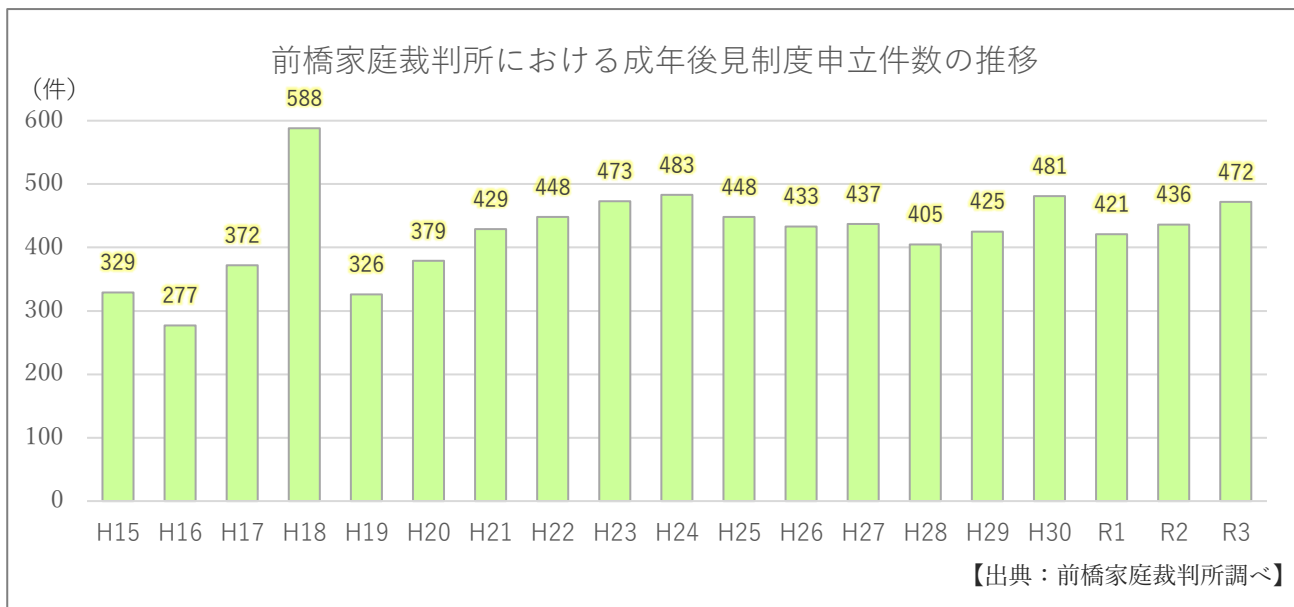
【現状と課題】

核家族化や児童虐待相談件数の増加、高齢者虐待における対応困難事例の増加等の中で、次のような課題が生じています。

- 核家族化などの世帯構成の小規模化・多様化に伴い、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力に不安がある人をはじめ、全ての人が安心して地域で生活するためには権利擁護の推進が重要です。
- 全国で虐待による子どもの死亡事件が発生し、児童虐待は社会全体で解決すべき喫緊の課題となっています。本県においても、児童相談所で受け付けた児童虐待相談件数は、平成30年度まで10年連続で増加しており、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な施策を展開する必要があります。



- 本県における高齢者虐待に関する相談・通報件数は、平成 29 年度に 275 件、そのうち虐待が認められた件数は 153 件となっており、多くの虐待事例が発生しています。また、市町村や地域包括支援センターに寄せられる高齢者虐待等の相談内容は、対応が困難な事例が増えており、虐待防止や早期発見・早期対応のためのネットワークを構築するとともに、市町村や地域包括支援センターの対応力の向上を図っていく必要があります。
- 障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難で、人権や財産上の不利益を受ける恐れがある人もいるため、権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められています。また、全ての県民が、障害や障害のある人に対する理解を深め、共に暮らしていることを認識し、日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除いていくことが必要です。



- 平成 28 年度から平成 30 年度の間に、県内 6 か所の配偶者暴力相談支援センターで受けたDV相談件数は、年間 1,800 件から 2,000 件前後で推移しています。DV被害者が相談をためらい被害が潜在化することのないよう、相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりを推進するとともに、被害者が地域で自立した生活を送れるよう中長期的で切れ目のない支援を行う必要があります。また、配偶者から暴力を受けた人や刑務所出所者等への支援は、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となることから、市町村など関係機関と連携して支援体制を構築していくことが求められています。

- 平成29年犯罪概況書によれば、全国で刑法犯により検挙された人のうち、65歳以上の高齢者は20.2%を占めています。犯罪をした人の中には、各種保健医療や福祉サービスを受けられたにも関わらず、手続を行わなかったために再犯に至った人も少なくないことから、社会復帰や地域生活への定着に関する支援が求められています。
- 多くの福祉サービスは利用者の生活に欠かせないものであるため、利用の中断を危惧し要望や苦情を言い出しづらい特性があるとともに、サービス内容等によっては他の事業者を選択する余地がない可能性があります。そのため利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、事業者自らが福祉サービスの質の向上に取り組んでいくことが求められており、事業者には、専門的かつ客観的立場から評価する福祉サービス第三者評価を積極的に受審することが望まれます。
- 成年後見制度は、認知症、知的障害その他精神上の障害により判断能力が不十分な人の地域生活を支える重要な制度です。どこに住んでいても、必要とする方が成年後見制度を利用できる環境の整備が重要です。

このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。権利擁護の推進を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

【施策の方向】

ア 虐待防止	児童・障害者の虐待防止
	相談体制の充実
	市町村における取組への支援
	高齢者虐待の防止
	自殺防止のための地域相談体制の充実
	移動・外出支援
	居住支援
	社会福祉法人・企業等の社会貢献活動等の促進
イ 障害者差別の解消	
ウ 成年後見制度などの権利擁護の推進	
エ 社会的配慮を必要とする人への支援	配偶者からの暴力被害者等への支援
	矯正施設退所予定者等への支援
	外国人への支援
オ 第三者評価、苦情対応	

ア 虐待防止

児童・障害者の虐待防止

- ・障害のある人の権利擁護や虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた障害のある人への支援などの相談を行うために設置されている「障害者権利擁護センター」により障害者虐待防止に取り組むとともに、関係機関等との連携を強化してその機能を十分に発揮できるよう体制を整備します。
- ・児童相談所全国共通ダイヤル（１８９）の周知や児童虐待防止の啓発活動に努めるなど県民への注意喚起を図るとともに、児童相談所の体制強化や市町村、警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携を強化します。
- ・子育て家庭のストレスを軽減し、良好な親子関係の構築に資するよう、本県独自の子育て講座「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」の全県的普及に努めます。

相談体制の充実

- ・ 児童虐待を防止するため、児童相談所の児童福祉司や児童心理司について、専門職の採用を継続するなど必要な数を確保・配置するとともに、研修の充実など人材育成にも積極的に取り組み、専門性の強化を図ります。
- ・ 引き続き、児童相談所に警察官や弁護士を配置するとともに、児童虐待に専門的知見を有する医師を医療アドバイザーとして委嘱するなど、複雑化・多様化する児童虐待相談にも高い専門性を発揮して対応します。

市町村における取組への支援

- ・ 児童虐待相談に適切に対応するためには、市町村と児童相談所が適切な役割分担のもと連携を強化するとともに、それぞれの体制強化を図る必要があることから、市町村の相談体制のより一層の拡充を図るため、職員研修の充実や市町村に設置された要保護児童対策地域協議会の運営支援を行います。
- ・ 「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の設置及び運営の支援を行います。

高齢者虐待の防止

- ・ 虐待対応を行う市町村からの相談に弁護士、司法書士及び社会福祉士が応じる専門窓口の設置及び当該専門職の派遣、研修会の開催など、市町村に対する助言や援助を行うとともに、関係機関や民間団体を通じた連携の強化、支援体制の整備に引き続き努めます。

イ 障害者差別の解消

- ・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いや社会における様々な障壁を解消するため、障害のある人やその家族、その他の関係者からの相談に応じる窓口を設置し、随時相談に応じる体制を整えるとともに、障害者差別解消の取組を効果的・円滑に行うために設置している群馬県障害者差別解消推進協議会により障害のある人の差別解消推進の取組を強化します。

ウ 成年後見制度などの権利擁護の推進

- ・市町村や地域包括支援センターなどにおける虐待の相談体制の充実や対応力の向上、虐待防止、早期発見・早期対応のためのネットワークの整備が推進されるよう支援します。
- ・認知症や知的障害、精神障害等により判断応力に不安がある人が安心して地域で生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理などの支援の確保に努めます。
- ・成年後見制度の利用を必要とする人が安心して利用できるよう、関係機関と連携しながら、市町村における体制整備を支援するとともに、必要に応じて広域的な体制整備の調整を行います。
- ・成年後見制度の担い手となる人材の確保・育成に関する基本方針を定め、担い手の確保・育成を推進します。

群馬県成年後見制度に関する人材の確保・育成基本方針

1 趣旨

この基本方針は、第二期成年後見制度利用促進計画（令和4年3月25日閣議決定）を受け、群馬県における担い手（法人後見実施団体・市民後見人）の育成方針を定めるものとする。

2 対象期間

群馬県福祉プランの計画期間（令和2年度～令和6年度）を鑑み、令和5年度から令和6年度までの2年間とする。

3 対象とする地域

県内全市町村を対象とする。

4 基本方針

（1）法人後見実施団体

県は、市民後見人の活躍支援及び専門職後見人が不足する地域における担い手確保に向け、市町村社会福祉協議会が行う法人後見の立ち上げを支援する。

また、法人後見に従事する職員を対象とした研修を実施し、適切な後見活動を行えるよう支援する。

（2）市民後見人

県は、市民後見人養成事業を実施する市町村の取組を支援する。

5 その他

具体的な支援内容は、この基本方針に基づき、毎年度の予算編成を通じて決定する。

エ 社会的配慮を必要とする人への支援

配偶者からの暴力被害者等への支援

- ・若年者に対するDV予防や県民へのDVに対する理解促進を図るとともに、DV被害者等が適切な相談窓口相談できるよう、各種冊子を作成し、学校、市町村、病院等関係機関へ配布し、DV防止啓発及び相談窓口の周知を行います。
- ・研修などを通じて、市町村相談員の資質向上を図り、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行います。
- ・民間団体等と連携し、一時保護所等を退所した後の被害者の就労支援や各種手続などの自立支援を行います。
- ・地域の様々な関係機関等と連携し、予防啓発やDV被害者の自立支援に取り組み、配偶者等からの暴力のない社会づくりやDV被害者支援のネットワーク構築に取り組みます。

矯正施設退所予定者等への支援

- ・高齢または障害により福祉的支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所予定者や退所者等に対し、地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設や保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しながら、社会復帰や地域生活への定着を支援します。

外国人への支援

- ・外国人が生活する上で生じる様々な疑問や困り事に適切に対応するため、「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」を設置し、多言語で相談に応じ、外国人の暮らしやすい環境整備を図ります。
- ・外国人住民が安心して暮らせるよう、医療や年金、保険、福祉などの社会保障制度を円滑に利用できる環境を整える取組を進めるとともに、災害に対する知識や経験が少ない外国人住民に防災訓練を実施するなど幅広いサポートに努めます。

オ 第三者評価、苦情対応

- ・事業者福祉サービス第三者評価の効果や必要性を周知するとともに、受審を促進します。
- ・福祉サービスに関する利用者の苦情については、まずは事業者の努力により解決することが望まれますが、それでは解決できない場合に、解決に向けた助言等を行う福祉サービス苦情解決制度を周知します。

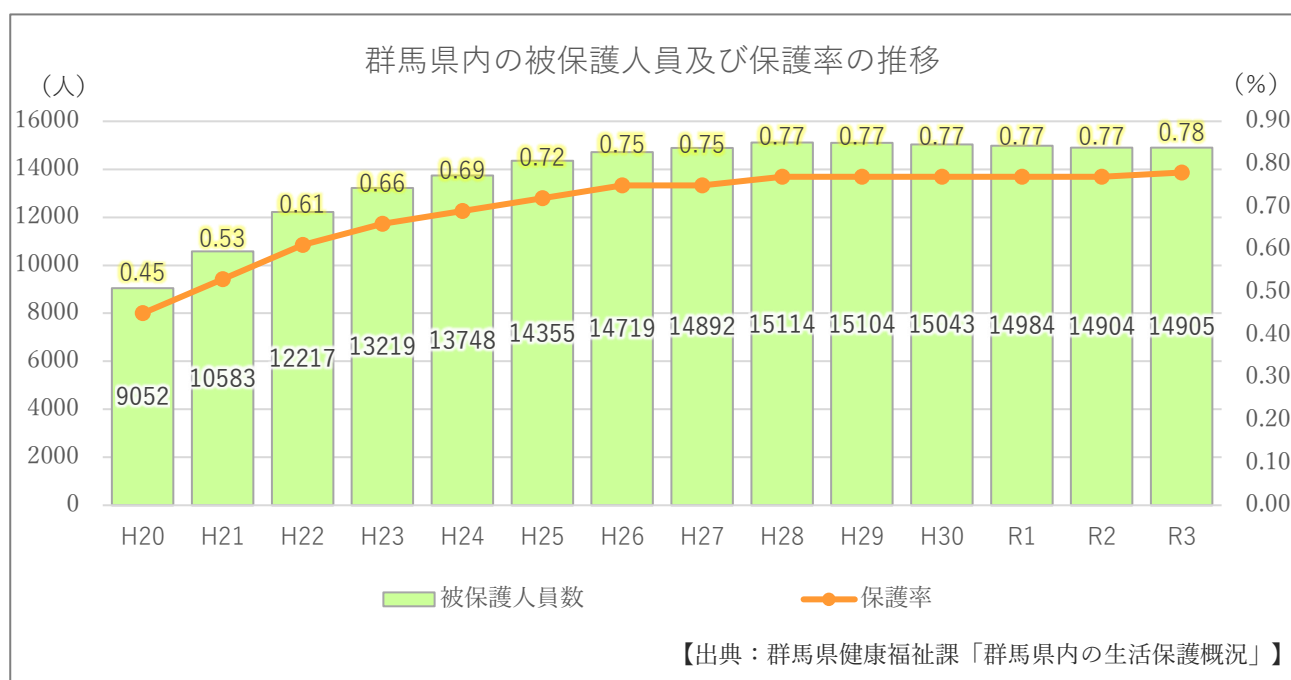
(2) 福祉サービス基盤の確立・促進

地域を支える「仕組みづくり」においては、生活困窮者支援の推進や生活保護の実施、ひとり親家庭の自立支援、ひきこもり支援、依存症対策、専門的支援、複合化・複雑化した課題への支援など、福祉サービス基盤の確立・促進が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

【現状と課題】

高齢の生活保護受給者の増加や複合化・複雑化した課題を抱える世帯の孤立化、ひきこもりの長期化・高齢化等の中で、次のような課題が生じています。

- 複合化・複雑化した課題を抱える住民や世帯が顕在化していることから、市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び提供体制の確立が重要であり、専門的な支援体制の構築等、市町村や地域を支える福祉サービス基盤の確立・促進が求められています。



- 生活困窮を理由とした相談者は依然多く存在しており、生活保護に至る前段階での相談・支援等の強化に取り組む必要があります。また、リーマンショック後伸び続けていた生活保護受給者数は平成 27 年（2015 年）3 月以降減少傾向ですが、高齢者の受給者数は伸び続けており、受給者数の約 6 割が 65 歳以上となっています。平成 30 年（2018 年）の生活保護法改正を受け、貧困の連鎖を断ち切るための進学支援や医療扶助費削減のための健康管理支援、貧困ビジネスへの規制強化などに取り組む必要があります。

- 平成 28 年（2016 年）国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成 27 年（2015 年）の日本の子どもの貧困率は 13.9%であり、およそ 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあると言われていたますが、貧困の次世代への連鎖が大きな課題となっています。また、貧困は、単に経済的な欠乏だけでなく、人間関係のつながりの貧困、自信の喪失などが状況を悪化させるとされており、経済的な支援だけでなく、子どもや家庭が抱える様々な課題への支援が必要です。また、ひとり親家庭の就業の状況を見ると、非正規雇用労働者の割合が高く、特に母子家庭の母においては、就業経験の少なさなどにより、就職後も不安定な雇用条件にあることが多いため、自立に向けた就業支援が重要になっています。
- ひとり親家庭においては、仕事や家事、子育てを一人で担わなければならない状況の中で孤立しがちであることから、ひとり親が抱えている様々な悩みや不安を解消し、子育てを支援するための施策が必要となっています。
- 複合化・複雑化した課題や制度の狭間にある課題等を抱えている世帯の中には、地域から孤立していたり、相談先が分からない世帯もあるため、主に市町村域において多機関の協働による総合的な支援体制の構築が求められています。また、対人支援については、具体的な課題解決を目的としたアプローチとともに、本人と支援者が継続的につながることを目的とするアプローチ（伴走型支援）が求められています。
- ひきこもりの長期化・高齢化や、子が 50 歳代、その親が 80 歳代となり様々な課題を抱える、いわゆる 8050 問題が新たな社会問題となっていますが、課題を抱えている場合には、できるだけ早く相談に結びつけることが重要です。
- 依存症は適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患ですが、患者本人や家族が依存症であるという認識をもちにくいことなどから、依存症患者が必要な支援を受けられていない場合もあり、依存症の支援体制を構築する必要があります。
- 近年の医療技術の進歩により、常時、医学的管理を必要とする在宅の医療的ケア児や重症心身障害児が増加しています。医療的ケア児等が地域において適切な支援を受けられるよう、体制の整備に努める必要があります。
- 難病患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、医療費を給付し、患者の負担軽減を図るとともに、患者の療養支援のため、難病相談支援センターが運営されています。難病は多種多様であり、患者が必要とする多様な支援ニーズに対応していく仕組みが求められています。

- がん患者がどこに住んでいても適切ながん医療が受けられる体制が整備され、今後は在宅療養を希望するがん患者等のために、必要な医療や福祉サービスを受けられる体制の充実を図っていく必要があります。
- 発達障害への社会の理解が高まるにつれ、発達障害児やその家族への一層の支援が求められていることから、より身近な地域で、できるだけ早期に支援が受けられるような体制づくりを行う必要があります。
- 自殺の要因として考えられる事項は、心や身体の病気、経済問題、労働問題、人間関係、家庭問題など多岐にわたっており、複数の要因が複雑に絡み合っていることが多いと言われていることから、県、市町村、民間団体、関係団体、企業、県民等が協力して、自殺対策を総合的に推進する必要があります。

このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。福祉サービス基盤の確立・促進を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

【施策の方向】

ア 生活困窮者支援の推進	生活困窮者自立支援の推進
	子どもの貧困対策の推進
イ 生活保護の実施	
ウ ひとり親家庭の自立支援	
エ ひきこもり支援、依存症対策	ひきこもり支援
	依存症対策
オ 専門的支援	医療的ケアを要する状態にある児童等への支援
	難病・がん患者等への支援
	発達障害児等への療育支援
カ 複合化・複雑化した課題への支援	相談体制の整備等（複合的な課題等への対応）
	自殺防止のための相談体制支援のネットワークづくり

ア 生活困窮者支援の推進

生活困窮者自立支援の推進

- ・就労の状況や心身の状況、地域社会との関係性等の事情により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある生活困窮者に対し、各状況に応じて、自立相談支援事業や就労準備支援事業、家計改善支援事業など生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめ、関係機関や他制度による支援を活用し、自立の促進を図ります。

子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの貧困対策は、貧困の連鎖の防止に向けた取組が重要であり、地域の状況に応じた教育支援や生活支援、就労支援、経済的支援など幅広い施策について、市町村や、県庁内の関係部局と密接な連携を図りながら貧困の連鎖の防止に向けて取り組めます。
- ・生活困窮世帯の子ども等を対象とした学習や生活を支援する事業に取り組むとともに、学校・家庭以外の居場所づくりや生活習慣の形成・改善支援等に努めます。

イ 生活保護の実施

- ・資産や能力など全てを活用してもなお生活に困窮する場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、憲法に定める健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その状況に応じて経済的自立や社会生活、日常生活における自立を支援します。

ウ ひとり親家庭の自立支援

- ・経済的支援や生活支援、就業支援、子育て支援など各種支援を総合的に実施するとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ひとり親家庭の自立支援を推進します。

エ ひきこもり支援、依存症対策

ひきこもり支援

- ・ひきこもりに悩む人の相談や支援を行うため、ひきこもりに特化した相談窓口として設置している「ひきこもり支援センター」により、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化を図ります。

依存症対策

- ・依存症相談拠点として指定した「こころの健康センター」を中心に、民間団体を含む関係機関と十分な連携をとりながら、依存症相談支援体制の構築を進めます。

オ 専門的支援

医療的ケアを要する状態にある児童等への支援

- ・保健や医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケアを要する状態にある児童等への支援に関する課題や対応策について検討します。
- ・医療的ケアが必要な障害のある子どもに対して、適切な支援を行う人材を育成するとともに、医療と福祉の連携を図るなど総合的な調整を行うコーディネーターを養成します。

難病・がん患者等への支援

- ・難病診療連携拠点病院を中心とした難病医療提供体制の充実を図り、難病患者の安定した療養生活の確保に努めます。
- ・より多くの患者・家族に必要な支援が届くよう、「難病相談支援センター」と医療機関、保健福祉事務所、就労支援機関等の連携の緊密化を図ります。
- ・在宅療養を希望するがん患者等が必要な医療や福祉サービスを受けることができるよう、県内に17か所あるがん診療連携拠点病院等の相談支援センターが、福祉サービスを提供する市町村等と連携を密にしながら、がん患者等を支援する体制を継続するとともに、介護従事者を対象とした緩和ケア研修の実施等により、がん医療に関する知識の普及に努めます。

発達障害児等への療育支援

- ・保育所等への専門的技術支援であるコンサルテーションを実施し、発達障害等のある子どもや保護者への支援を行うとともに、市町村事業との連携、地域資源の有効活用など、障害児療育体制の整備を進めます。

カ 複合化・複雑化した課題への支援

相談体制の整備等（複合的な課題等への対応）

- ・障害のある人やその家族が抱える複合的な課題や公的な福祉サービスでは対応が困難な課題等について相談や対応ができるよう、市町村等における地域生活支援拠点等の整備促進のための支援や相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ・複合化・複雑化した課題を抱える住民や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備や地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等について、市町村を支援するとともに、広域的な支援体制の整備を進めます。
- ・「包括的な支援体制」の円滑な構築・実施を支援するため、令和3年度（2021年度）に創設された「重層的支援体制整備事業」について、県内市町村の取組を促進・支援します。
- ・高齢の要介護の親と中高年のひきこもりの子が同居する生活困窮世帯への支援など、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が進むよう、本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援（断らない相談）や本人・世帯の状態に合わせ社会とのつながりを回復する支援（参加支援）、地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援（地域づくりに向けた支援）を行う市町村を支援します。
- ・孤独・孤立対策は、問題が深刻化する前に、支援を必要としている方の状況に応じた適切な相談・支援を行っていくことが重要です。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族が、支援を求めやすい社会の実現に向け、相談支援機関の周知を図ります。また、各相談支援に携わる方が、孤独・孤立との関連も意識して支援を実施できるよう機運の醸成を図ります。

自殺防止のための相談体制支援のネットワークづくり

- ・地域における自殺の実態や社会的背景などを踏まえ、保健や福祉、教育、医療、経済、労働、警察、消防、地域の民間・関係団体等と協議しながら、市町村や関係機関、関係団体とともに地域の実情に応じた自殺対策を推進し、身近な所で相談・支援が受けられる顔の見えるネットワークづくりを支援します。

(3) 災害時における福祉的支援の充実

地域を支える「仕組みづくり」においては、地域における要配慮者支援や災害福祉支援ネットワークの強化、災害時におけるボランティア活動の支援など、災害時における福祉的支援の充実が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

【現状と課題】

近年、地震や風水害、大雪等による災害により、多大な人的・物的被害が発生する中で、次のような課題が生じています。

- 市町村は、高齢者や障害者のように災害時に自力で避難することが困難な人（避難行動要支援者）について、災害対策基本法に基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成・更新するとともに、具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を進める必要があります。また、事前に避難行動要支援者の状況を把握し、緊急避難体制を整備しておくことや、聴覚や言語等に障害のある人が必要な支援を求めることができるよう、通報支援体制を整備しておくことが求められています。
- 市町村は、高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、状況に応じて特別な配慮を受けられる「福祉避難所」の整備を更に進める必要があります。
- 東日本大震災や熊本地震では、避難生活の長期化や福祉的支援の遅れにより、高齢者や障害のある人などの要配慮者の心身の状態が悪化し、災害関連死や介護需要の前倒しが多数発生したことから、災害時における福祉支援体制の充実が求められています。
- 災害が発生した場合、時間により変化する多種多様な被災地のニーズに応えるためには、行政のみでは十分な対応が困難であり、柔軟な対応が可能な災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮します。被害規模が大きくなるにつれ、地元のボランティアだけでなく、他地域からのNPOやボランティア等の支援を受け入れることも必要です。

このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。災害時における福祉的支援の充実を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

【施策の方向】

ア 地域における要配慮者支援

イ 災害福祉支援ネットワークの強化

ウ 災害時におけるボランティア活動の支援

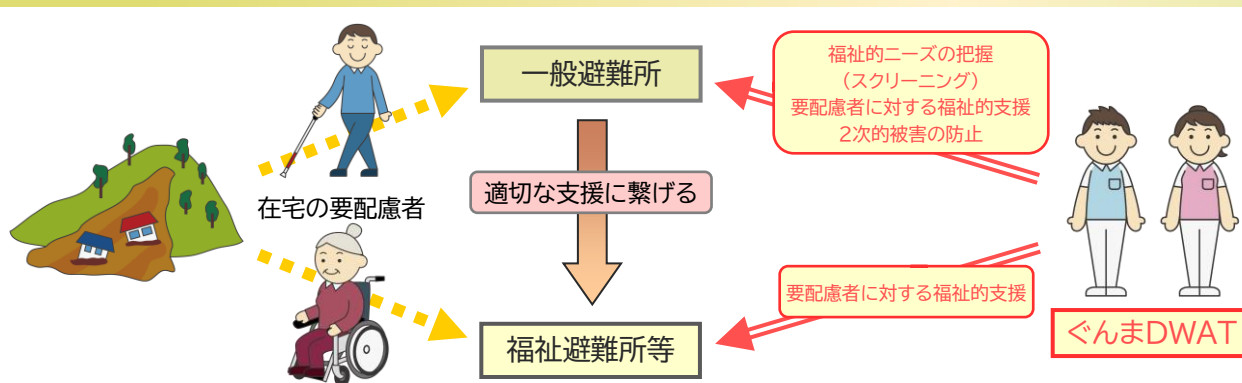
ア 地域における要配慮者支援

- ・市町村における避難行動要支援者名簿の作成や要支援者避難支援に係る個別計画の策定、福祉避難所の指定等が促進されるよう、福祉と防災の担当部局が連携し、先進事例の紹介や助言等を行います。
- ・聴覚や言語等の障害により電話による119番通報ができない人のため、各消防本部によるNet119緊急通報システムや、ファクシミリ・メールによる緊急通報受信体制の整備が進むよう支援します。
- ・県のホームページ、SNS等による災害情報の提供のほか、点字や音声等による情報の提供、手話通訳者の派遣など、障害の特性に留意した災害情報の提供体制の充実を図ります。

イ 災害福祉支援ネットワークの強化

- ・行政や福祉団体等で構築している群馬県災害福祉支援ネットワークでは、災害時に福祉施設間で利用者の相互受入や応援職員の派遣を行う体制や、福祉の専門職チームである群馬県災害派遣福祉チーム（ぐんまDWA T）を避難所へ派遣する体制を整備しており、近県との連携を含め、更なる体制強化に努めます。

群馬県災害派遣福祉チーム（ぐんまDWA T）派遣のイメージ



災害発生時、避難所等においても要配慮者に対する支援を提供できるようにする。
⇒災害派遣福祉チームによる福祉的ニーズの把握（スクリーニング）及び要配慮者に対する福祉的支援

ウ 災害時におけるボランティア活動の支援

- ・大規模災害発生時に、被災者の膨大なニーズに応えるためには、柔軟に対応できるボランティアとの連携が重要となるため、平時から福祉部局や防災部局、社会福祉協議会、NPO、民間団体等とネットワークを築き、災害時には連携・協働してボランティア活動を支援します。
- ・被災地における初動支援や生活支援等のため、必要に応じて、他地域からのボランティアの受入れが円滑に行われるよう努めます。
- ・災害ボランティアの養成や普及啓発を行うほか、ボランティアの受入れ・支援体制、災害ボランティアセンター、支援活動を行うNPO・ボランティア団体との情報共有等について検討を行い、災害時、NPO・ボランティア等と連携・協働して円滑な支援活動を行うための体制を整備します。

じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう 重層的支援体制整備事業

これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景として、令和3年4月の改正社会福祉法の施行に伴い創設された事業です。

- ① 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める「包括的相談支援事業」
- ② 社会とのつながりを作るための支援を行う「参加支援事業」
- ③ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する「地域づくり事業」
- ④ 支援が届いていない人に支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」
- ⑤ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する「多機関協働事業」

の5つの事業から成り立っています。

3 基本目標3 福祉を支える「人づくり」

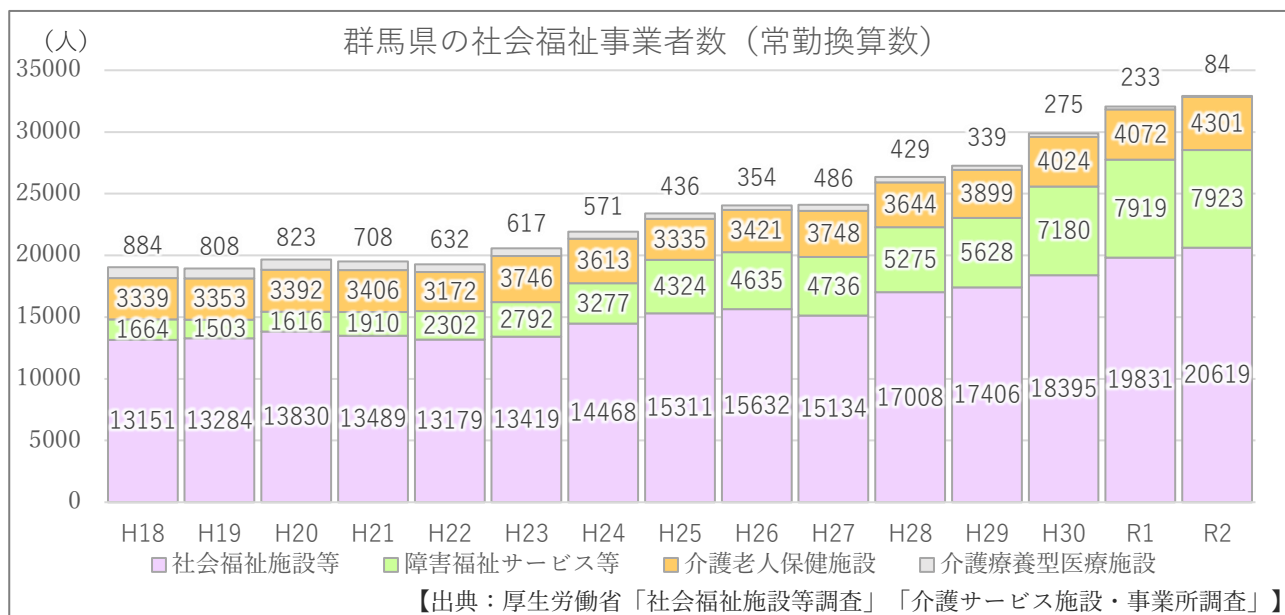
(1) 福祉人材の確保

福祉を支える「人づくり」においては、群馬県福祉マンパワーセンターの支援等による介護人材や障害福祉人材、保育人材等の福祉人材の確保が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

【現状と課題】

労働力人口の減少や福祉・介護サービス分野における求人募集の常態化等の中で、次のような課題が生じています。

- 介護関連職種は、他の産業に比べ有効求人倍率が高い状況が続いており、人材不足の状況が続いています。また、高齢化の急速な進展などにより介護ニーズが高まる一方、少子化に伴い労働力人口は減少し、地域によっては人材の高齢化も進むなど、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。将来にわたり、介護サービスを安定的に供給するためには、介護人材の確保が不可欠です。
- 障害福祉サービスを支える人材の確保も難しい状況にあるため、人材の確保対策や定着支援、仕事のやりがい・魅力についての理解促進等の取組が重要です。
- 平成28年度（2016年度）から、幼児教育・保育施設での職員採用計画に対する採用不足数を把握するために実施している教育・保育に係る人材不足実態調査によれば、平成28年度（2016年度）は不足数が191人であったのに対し、平成30年度（2018年度）は288人に増加しており、幼児教育・保育の人材を確保するための施策が必要です。

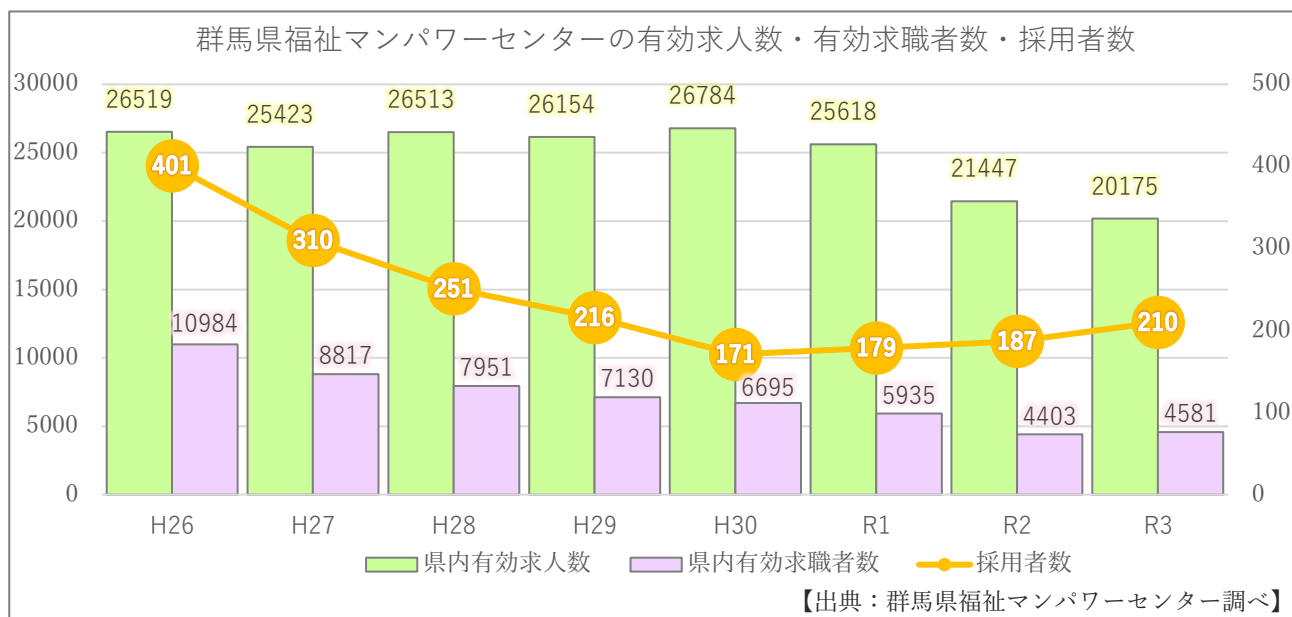


このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。福祉人材の確保を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

【施策の方向】

ア 群馬県福祉マンパワーセンターによる支援

- ・福祉人材の無料職業紹介や就職面接会、就職ガイダンス等を引き続き実施するとともに、ハローワークに出向いて実施している出張相談を充実させるなど、ハローワークをはじめとする就労支援の関係機関との連携強化を図り、福祉人材確保の更なる支援に努めます。



イ 介護人材の確保

- ・介護人材不足の解消に向け、関係団体と協力して介護の魅力を発信するとともに、介護職員の確保に取り組めます。また、中高年齢者や就業していない女性、外国人など多様な人材の介護職への就労を促進します。
- ・介護職員の職場定着を図るため、働きやすい職場環境づくりや介護職員の業務負担軽減等に取り組めます。

ウ 障害福祉人材の確保

- ・障害福祉人材不足については、関係団体と協力しながら、その実態を把握し、効果的な施策を展開するとともに、仕事のやりがい・魅力についても情報発信し、障害福祉施設等で働く福祉人材の確保に取り組めます。
- ・障害福祉施設等で働く職員の処遇改善や業務負担軽減に取り組み、労働環境を改善することで、職員の職場定着を図ります。

エ 保育人材の確保

- ・ 幼児教育・保育の需要や認定こども園の増加に伴う保育人材を確保するため、関係団体とともに広く幼児教育・保育の魅力を伝えながら、新卒人材の確保に取り組めます。
- ・ 保育士等の処遇を改善し、保育士が安心して保育に従事できる環境を整備し、潜在保育士の就職支援や、現任保育士等の離職防止に取り組めます。

(2) 福祉人材の資質向上

福祉を支える「人づくり」においては、群馬県福祉マンパワーセンターの研修等による介護職員や介護支援専門員、障害福祉人材、保育士、放課後児童支援員等の福祉人材の資質向上が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

【現状と課題】

福祉・介護ニーズの増大や質的な多様化・高度化等の中で、次のような課題が生じています。

- 認知症高齢者の増加や障害のある人の障害の重度化・重複化など、多様化・高度化する福祉ニーズに対応し、質の高い福祉サービスを提供できるようにするためには、人材の育成が重要な課題です。
- 幼児教育・保育の人材については、子どもだけでなく、家族への支援や地域における子育て支援など、各施設に求められる役割は拡大されつつあり、専門性や資質の向上とともに、中核となる人材を育成する必要があります。

このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。福祉人材の資質向上を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

【施策の方向】

ア 群馬県福祉マンパワーセンターによる研修

- ・新任職員や中堅職員、施設長等の職務経験に応じた階層別研修の実施により、社会福祉施設等に従事する人の資質向上を図るとともに、よりきめ細やかな質の高いサービスの提供を支援します。

イ 介護職員の資質向上

- ・介護現場での経験や技能を評価する本県独自の仕組みである「ぐんま認定介護福祉士制度」により、介護現場のリーダーとなる人材を育成します。
- ・認知症介護研修を体系的に実施するなど、専門性を高めるための研修を実施するほか、関係団体等が行う研修を支援し、介護職員の資質向上を図ります。

ウ 介護支援専門員の資質向上

- ・体系的に実施する介護支援専門員実務研修等を通じて、介護保険制度の基本理念である利用者本位や自立支援、公正中立等の理念を徹底するとともに、専門職としての専門性の向上を図ります。
- ・主任介護支援専門員研修により、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等（スーパーバイズ）の役割を果たすことができる専門職の養成を進め、県全体の介護支援専門員の資質向上を図ります。

エ 障害福祉人材の資質向上

- ・障害のある人がより良いサービスを受けられるよう、障害福祉サービス事業所等に従事する人や意思疎通支援に従事する人等の資質向上を図るため、各種研修（視覚障害、聴覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、知的障害、精神障害、発達障害等に対応される人を対象）を計画的に行います。

オ 保育士の資質向上

- ・初任者のための研修から、中堅職員の専門性向上を図るためのキャリアアップ研修、キャリアを積んだ主任保育士・主幹保育教諭のための研修など、幼児教育・保育の質を向上するための研修を一貫して実施します。

カ 放課後児童支援員の資質向上

- ・多くの放課後児童健全育成事業所における共通の課題をテーマに研修を実施し、放課後児童支援員として必要な知識や技術の習得を支援します。

(3) 福祉活動等への住民参加の促進

福祉を支える「人づくり」においては、民生委員・児童委員の活動の支援や介護予防活動等の推進、ボランティア活動等の促進、高齢者の社会参加・社会貢献の促進、障害者の社会参加推進及び活躍促進、福祉教育の推進など、福祉活動等への住民参加の促進が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

【現状と課題】

少子高齢化や価値観の多様化、地域に対する関心の希薄化等の中で、次のような課題が生じています。

- 民生委員・児童委員は、地域住民の相談支援や高齢者・障害のある人の見守り活動など様々な活動を行っており、地域共生社会においても欠かせない存在ですが、なり手不足が懸念されています。また、児童虐待が発生する要因の一つに、子育て家庭の社会的孤立があげられており、地域社会における見守りや支援体制の構築が求められています。
- 少子高齢化等による地域の担い手の減少に伴い、空き家の利活用、商店街の活性化、耕作放棄地の再生や森林などの環境保全など、様々な課題が顕在化するとともに、新たな人材の活躍が求められています。時代の変化とともに地域社会が変化する中、従来の公共サービスだけでは十分に対応できない課題等に対して、ボランティアやNPOの力が必要とされています。
- 本県人口の約3割を占める高齢者の多くは元気な高齢者であり、豊富な知識・経験・能力を有しており、その大きな可能性や潜在力を発揮し、引き続き活躍することが期待されています。
- 障害のある人が、様々な社会的障壁により、自立した生活や社会参加を妨げられることがないよう、全ての県民が、障害や障害のある人に対する理解を深め、障壁を取り除いていくことが必要です。
- 次代を担う小中学生には、学校生活の中で、他者の立場や心情を思いやり、互いに支え合い高め合う仲間意識の高揚を図るとともに、福祉の向上に寄与する実践力を育成していくことが必要です。また、高校生に対しては、家族や地域の人々との関わりや社会参画を生徒たちが円滑にできるよう、共に支え合い生きていくことの重要性について理解を図る教育の推進が必要です。

- 障害のある子どもの教育的ニーズに応え、その可能性を最大限に伸ばすため、それぞれの学びの場の充実を図るとともに、全ての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会を実現するため、社会全体の理解促進をより一層図っていくことが必要です。
- 全ての学びの場における特別支援教育を充実させていくためには、特別支援学校が蓄積した専門的な知識や技能を用いて、市町村教育委員会と連携しながら、地域の各学校における特別支援教育の充実を支援していくことが求められています。

このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。福祉活動等への住民参加の促進を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

【施策の方向】

ア 民生委員・児童委員の活動の支援
イ 介護予防活動等の推進
ウ ボランティア活動等の促進
エ 高齢者の社会参加・社会貢献の促進
オ 障害者の社会参加推進及び活躍促進
カ 福祉教育の推進

ア 民生委員・児童委員の活動の支援

- ・地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員の役割や経験に応じた研修を実施し、抱える課題が複合化・複雑化する世帯を対象に活動する民生委員・児童委員の不安の軽減を図るほか、活動の支援を行います。
- ・児童虐待防止について、地域における見守り体制を強化するため、民生委員・児童委員の一斉改選を機に、虐待対応のポイントや市町村及び児童相談所との連携方法等を解説したハンドブックを作成し配布するほか、主任児童委員を対象とした説明会を開催します。

イ 介護予防活動等の推進

- ・地域で自主的に介護予防活動を行ったり、市町村の介護予防事業でボランティアとして活動する介護予防サポーター等の養成を行う市町村の取組を支援するとともに、高齢者が地域の中で生きがい・役割をもって生活できるような居場所づくり等を市町村と連携して推進します。

ウ ボランティア活動等の促進

- ・NPO・ボランティアサロンぐんまにおいて、ボランティア活動に従事する人やボランティア活動を始めたい人の相談支援やコーディネート、情報提供を行います。
- ・市町村が設置する市民活動支援センターや群馬県社会福祉協議会が設置するぐんまボランティア・市民活動支援センター、市町村社会福祉協議会との情報共有に努めます。
- ・ボランティア講座を通して、ボランティア活動の促進やボランティアの資質向上を図ります。

エ 高齢者の社会参加・社会貢献の促進

- ・高齢者は社会を支える重要な構成員であり、特に元気な高齢者が、地域の「支え手」として様々な分野において積極的に社会参加・社会貢献できるよう、市町村や関係団体と連携して、老人クラブの活性化支援など環境や体制の整備を促進します。

オ 障害者の社会参加推進及び活躍促進

- ・心豊かな生活を送れるよう、様々な人が楽しめる芸術文化やスポーツなどの体験機会を設けることで、障害のある人が社会参加しやすい環境の整備に取り組めます。
- ・企業への一般就労支援や福祉的就労の工賃向上を図る支援などに取り組むことで、障害のある人の社会での活躍を促進します。

カ 福祉教育の推進

- ・日々の授業や学校行事等の学校生活全体において、児童生徒が互いの考えを交流し、互いの良さを学び合う場を工夫するなど、共感的な人間関係づくりに努めるとともに、各教科等の特質に応じ、家庭や地域と連携しながら福祉教育の充実を図ります。
- ・様々な人々と協働して地域社会に参画することの重要性や、共に支え合って生きることの意義について、実践的・体験的な学習活動や交流活動の充実を図り、実感を伴って理解させる取組を推進します。
- ・家庭生活を支える社会制度や社会福祉の基本的な理念について理解し、地域福祉の充実に関心をもって参加できる資質・能力を育成する福祉教育の推進に努めます。
- ・障害の有無に関わらず、全ての子どもたちが共に生き、共に学ぶ環境を実現させるため、学校における交流や共同学習（学校間交流、居住地校交流等）を推進します。
- ・県立特別支援学校において、域内の小中学校等に対して研修会を実施したり、授業公開を通して特別支援学校の教育活動を広く提供するなど、理解・啓発に努めます。

第5章

計画の推進

1 点検・評価・公表

計画の実施状況について、定期的に数値目標等をもとに自己評価を行うとともに、群馬県社会福祉審議会において、第三者による点検・評価を実施し、評価結果を県のホームページで公表します。

【数値目標一覧】

No.	指標	現状		目標	
		数値	年度	数値	年度
基本目標 1：共に支えあう「地域づくり」					
住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる「地域づくり」を支援します。					
1	子どもの居場所地域ネットワーク数	3 箇所	(H30 年度)	13 箇所	(R6 年度)
2	「人にやさしい福祉のまちづくり条例」適合証の交付数	104 件	(H30 年度)	140 件	(R8 年度)
3	チームオレンジ等設置市町村数	2 市町村	(R1 年度)	35 市町村	(R8 年度)
4	介護予防に資する通いの場への 65 歳以上の参加者数及び割合	22,159 人 (3.9%)	(H30 年度)	47,500 人 (8.0%)	(R7 年度)
基本目標 2：地域を支える「仕組みづくり」					
市町村域、または市町村を越えた広域において、地域で解決できない課題の解決を図るため、多機関の協働による専門的・包括的な相談支援体制構築等の「仕組みづくり」を推進します。					
5	こども家庭センターの設置市町村数	7 箇所	(R6 年度)	35 市町村	(R8 年度)
6	成年後見制度中核機関の設置市町村数	0 市町村	(H30 年度)	35 市町村	(R7 年度)
7	生活困窮者就労準備支援事業実施市町村数	3 市町村	(H30 年度)	35 市町村	(R7 年度)
8	生活困窮世帯等への学習・生活支援実施市町村数	33 市町村	(H30 年度)	35 市町村	(R7 年度)
9	市町村地域福祉計画策定市町村数	28 市町村	(R1 年度)	35 市町村	(R6 年度)
10	包括的な支援体制の構築市町村数	4 市町村	(R3 年度)	14 市町村	(R8 年度)
基本目標 3：福祉を支える「人づくり」					
福祉サービスを支える人材の確保や資質向上を図るとともに、福祉活動等の住民参加を促進し、多様な福祉ニーズに対応する「人づくり」に取り組みます。					
11	群馬県福祉マンパワーセンター紹介者採用件数	210 件	(R3 年度)	300 件	(毎年度)
12	群馬県福祉マンパワーセンター研修参加者数	1,001 人	(H30 年度)	1,100 人	(毎年度)
13	介護職員数	34,719 人	(H29 年度)	40,428 人	(R8 年度)

チームオレンジ

認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一步前進させ、地域で暮らす認知症の方や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるため、令和元年度から開始されている取り組みです。

近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行っており、認知症の方自身もメンバーとして参加します。

2 市町村地域福祉計画の推進支援

当計画は、本県における福祉分野の現状と課題を踏まえ、今後の施策の方向を提示しています。その実施状況の点検・評価を行いながら取組を進めることにより、県内の各市町村における市町村地域福祉計画の推進を支援します。

【資料編】

I 市町村の地域福祉への取組状況に関する調査

【調査目的】

当計画を策定するにあたり、県内地域福祉の取組状況を把握するため、県内市町村を対象に調査を実施しました。

【調査時期】

令和元年5月～令和元年6月

【調査項目と調査結果取りまとめ概要】

1 地域福祉の推進についての課題や問題点を挙げてください

(1) 相互理解・環境整備について

- 地域における住民相互のつながりや隣近所の関係の希薄化・強化
- 相談体制の整備・地域福祉ネットワークの強化・包括的支援体制の整備
- 福祉意識の向上・地域福祉についての正しい理解や意識の高揚 など

(2) 地域における福祉サービスの充実、福祉サービス基盤の確立・促進について

- 包括的支援体制の整備
- 地域課題を福祉サービスに結びつける体制整備
- 多様なサービスが十分連携した総合的な展開
- 見守り体制の整備
- 相談窓口や情報窓口の周知 など

(3) 権利擁護の推進について

- 権利擁護・成年後見制度の理解促進
- 地域連携ネットワークの構築
- 成年後見制度の利用促進（市民後見人等の養成、権利擁護に関するサービスの利用促進）
- 振り込め詐欺や訪問販売被害など権利侵害の社会問題化。成年後見制度の利用ニーズの増加
- 日常生活自立支援事業の利用勧奨。日常生活自立支援事業からの移行
- 福祉サービスの利用者に対する介護事故等の防止や尊厳に配慮したサービスの提供 など

(4) 災害時における福祉的支援

- 要配慮者に対する支援体制の確保
- 避難行動要支援者名簿を活用した災害時の備え
- 避難場所・福祉避難所の設置
- 災害時の支援体制の強化・一人ひとりの災害の備え
- 地域で見守り体制の組織化が困難 など

(5) 福祉人材の確保・資質向上・福祉活動等への住民参加促進について

- 担い手・専門職、地域福祉を推進するリーダーの不足・高齢化・固定化
- 民生委員・児童委員の業務増大等によるなり手不足・負担軽減
- 住民参加促進、参加促進体制や制度の整備
- 少子高齢化に伴い、各種協力依頼に対する地域の負担増が課題 など

(6) 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等への支援について

- 複合的な課題を抱えた人・制度の狭間にいる人への支援
- ネットワーク構築・情報共有
- 社会支援源の発掘・活用の推進 など

(7) その他について

- 買い物弱者支援
- 市町村間で地域福祉の推進に格差がある

2 1の課題や問題点に対し実施している施策や今後の取組方針を挙げてください

(1) 相互理解・環境整備について

- 交流促進
- 介護支援ボランティア制度による相互理解
- 障害者の社会参加の促進・就労場所の拡充
- 学校教育活動を通して、子ども同士、子どもと教師や地域の人々との連帯感を深め、心の教育の充実や推進を図る
- 制度やサービス情報等の周知（広報誌やホームページ等による情報提供）・窓口の体制整備 など

(2) 地域における福祉サービスの充実、福祉サービス基盤の確立・促進について

- 包括的支援体制の構築・包括的相談支援拠点の検討
- 子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れる居場所の確保・ふれあいの場の整備等
- 相談体制の連携強化
- 福祉サービスの利用促進と提供体制の充実
- 福祉サービス情報の提供
- ひとり暮らしの高齢者等、家族の支援を得ることが難しい高齢者に対し、配食サービス、介護タクシー利用、見守りについては緊急通報装置の設置を促進 など

(3) 権利擁護の推進について

- 権利擁護・成年後見制度等の普及啓発
- 中核機関設置・権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向けての検討等
- 成年後制度利用のための相談支援
- 専門職等との情報共有・連携
- 市民後見人養成講座の実施による市民後見人の養成
- 成年後見制度申立てのサポート・成年後見制度の首長申立て・後見人等の審判請求費用助成
- 地域包括支援センターや障害者虐待防止センターの活動を通して高齢者や障害のある人の権利擁護に努めている。日常生活自立支援事業の周知・推進
- 福祉サービス事業者への指導監査により、利用者の尊厳に配慮したサービス提供に向けた支援を行う など

(4) 災害時における福祉的支援について

- 行政、地域住民、関係機関等との連携による支援体制の構築
- 災害時避難行動要支援者への避難支援・安否確認体制の整備
- 災害時避難行動要支援者名簿の整備・管理・充実
- 福祉避難所の指定設置・増設・避難所における支援体制の整備
- 自主防災組織の育成・支援
- 災害時ボランティアの支援・ボランティアセンター等による体制整備
- 講演会・セミナーの実施による普及啓発・防犯意識強化 など

(5) 福祉人材の確保・資質向上・福祉活動等への住民参加促進について

- 福祉人材の確保
- 様々な知識や経験をもった地域人材の活用ができる体制づくり
- 地域福祉リーダーの育成
- ボランティアへの参加促進・育成支援・活動参加への体制づくり
- 民生委員・児童委員活動の支援・充実
- 生活支援コーディネーターやコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置
- 各種福祉関連団体の活動支援・運営支援の補助等 など

(6) 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等への支援について

- 近隣市町村や医療機関、関係機関等との連携強化
- 地域個別ケア会議等の開催
- 一体的な事業の実施に向けた検討の実施 など

(7) その他について

特に無し

3 地域福祉の各分野の取組状況・今後の取組方針を挙げてください

(1) 住民主体の課題解決体制の整備

- 地域ごとの応援隊等の設置・検討・情報提供
- 生活支援体制整備事業の協議体の設置・活動強化
- 定期的な地域ケア会議開催により各地区の活動をバックアップ
- 地域の支え合い活動・見守り支援
- 住民主体の自主活動等の実施・住民が参加しやすい講習会等の実施 など

(2) 包括的支援体制の整備

- 各種相談機関・相談機能の充実・関係機関・民生委員・児童委員等との連携強化
- 地域包括ケアシステムの推進・地域包括支援センターの設置・拡充
- 相談窓口の周知・広報やホームページを活用し情報提供を充実 など

(3) 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築

- 関係部署、関係機関等との連携・機能強化
- 生活困窮者自立支援制度の自立支援機関等による支援
- 拠点の整備検討・設置 など

(4) 共生型の拠点や居場所の整備

- 居場所づくり・拠点等の促進
- 交流行事等の実施・世代間交流・地域住民が参加できる取組の推進 など

(5) その他

- 高齢者や障害のある人、子ども連れの家族等が安心して利用できるよう、公共施設のバリアフリーやユニバーサルデザインに基づく市町村づくりを計画的に推進する
- 防犯灯や防犯カメラを設置し犯罪の発生しにくい環境を整える

4 住民が主体となって地域福祉に取り組んでいる事例を挙げてください

- 居場所づくり
- 見守りネットワークの立ち上げ・老人クラブ連合会会員による地域住民の見守り等を実施
- 美化活動
- 地域の困り事解決の支援の実施・検討
- 子ども食堂の開設・地域食堂への発展・検討等 など

5 4の事例に対する市町村の支援内容を挙げてください

- 助成金、補助金の交付
- 各地域の第2層協議体での情報共有・連携できる場の提供
- 地域支え合いサポーター養成講座を開催し地域支え合いサポーター制度を推進。
- 市町村内企業（食材の提供）とのマッチングにより子ども食堂を支援。NPO法人とのフードドライブ実施等。
- 各地区における困り事について相談があった場合に対応 など

6 県の支援計画に期待すること、地域福祉の推進に必要な支援策等を挙げてください

- 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える方々への支援体制の連携・助言等
- 単独の市町村では難しい福祉サービスの整備・充実
- 財政的支援
- 先進地の事例紹介
- 市町村地域福祉計画策定に関する支援
- ホームヘルパー養成研修など単独町村では難しい課題に対して援助
- 支援コーディネーター等の派遣事業
- 介護施設等における職員の雇用環境改善策
- 多文化共生を推進する支援策 など

II 統計データ

1 人口，出生数，出生率，合計特殊出生率，年次別

	人口	出生数		合計 特殊 出生率	合計 特殊 出生率 (全国)
		実数	率(%) (人口 千対)		
昭和 23 年	1,608,894	52,005	32.3	…	4.40
24	1,611,769	52,006	31.5	…	4.32
25	1,601,380	44,780	28.0	…	3.65
26	1,605,023	40,003	24.9	…	3.26
27	1,605,551	37,806	23.5	…	2.98
38	1,608,908	33,896	21.0	…	2.69
29	1,611,269	32,971	20.4	…	2.48
30	1,613,549	32,339	20.0	…	2.37
31	1,610,941	30,232	18.7	…	2.22
32	1,602,635	27,440	17.1	…	2.04
33	1,597,175	28,164	17.6	…	2.11
34	1,600,550	26,846	16.8	…	2.04
35	1,578,476	25,510	16.2	2.03	2.00
36	1,582,014	24,976	15.8	…	1.96
37	1,586,072	24,845	15.7	…	1.98
38	1,594,023	25,125	15.9	…	2.00
39	1,609,514	26,183	16.5	…	2.05
40	1,605,584	27,885	17.4	2.21	2.14
41	1,608,107	19,493	12.1	…	1.58
42	1,620,179	30,266	18.7	…	2.23
43	1,634,198	28,428	17.4	…	2.13
44	1,647,758	28,622	17.4	…	2.13
45	1,658,909	29,429	17.8	2.16	2.13
46	1,675,874	30,728	18.4	…	2.16
47	1,695,092	31,833	18.8	…	2.14
48	1,718,417	32,507	18.9	…	2.14
49	1,740,658	31,949	18.4	2.23	2.05
50	1,756,480	29,616	16.9	1.99	1.91
51	1,776,909	29,356	16.5	1.95	1.85
52	1,796,589	27,946	15.6	1.88	1.80
53	1,814,327	27,258	15.1	1.87	1.79
54	1,829,784	26,530	14.6	1.87	1.77
55	1,848,562	25,140	13.6	1.81	1.75
56	1,863,384	24,365	13.1	1.79	1.74
57	1,877,193	24,157	12.9	1.83	1.77
58	1,890,125	23,974	12.7	1.87	1.80
59	1,903,501	23,532	12.4	1.89	1.81
60	1,921,259	22,917	12.0	1.85	1.76
昭和 61 年	1,931,045	21,546	11.2	1.76	1.72
62	1,939,995	21,573	11.1	1.78	1.69
63	1,948,615	21,017	10.8	1.74	1.66
平成元年	1,958,917	20,138	10.3	1.66	1.57
2	1,966,265	19,470	10.0	1.63	1.54
3	1,980,818	19,853	10.1	1.64	1.53
4	1,992,108	19,668	10.0	1.60	1.50
5	1,999,291	19,226	9.7	1.54	1.46
6	2,006,292	20,338	10.3	1.62	1.50
7	2,003,540	19,431	9.8	1.56	1.42
8	2,010,742	19,761	10.0	1.52	1.43
9	2,018,010	19,481	9.8	1.48	1.39
10	2,023,892	19,422	9.7	1.45	1.38
11	2,028,121	19,111	9.6	1.41	1.34
12	2,024,852	19,445	9.7	1.51	1.36
13	2,031,372	19,024	9.5	1.42	1.33
14	2,031,975	18,763	9.4	1.41	1.32
15	2,033,535	18,337	9.2	1.38	1.29
16	2,033,744	17,745	8.9	1.35	1.29
17	2,024,135	17,134	8.6	1.39	1.26
18	2,019,297	17,061	8.6	1.36	1.32
19	2,016,027	16,817	8.5	1.36	1.34
20	2,012,816	17,044	8.6	1.40	1.37
21	2,006,903	16,310	8.3	1.38	1.37
22	2,008,068	16,023	8.1	1.46	1.39
23	2,000,876	15,637	8.0	1.41	1.39
24	1,992,432	14,914	7.6	1.39	1.41
25	1,984,334	14,732	7.6	1.41	1.43
26	1,977,013	14,522	7.5	1.44	1.42
27	1,935,898	14,256	7.4	1.49	1.45
28	1,966,381	13,661	7.1	1.48	1.44
29	1,958,409	13,280	6.9	1.47	1.43
30	1,949,440	12,922	6.8	1.47	1.42
令和元年	1,937,626	11,901	6.3	1.40	1.36
2	1,939,110	11,660	6.2	1.39	1.33
3	1,926,325	11,236	6.0	1.35	1.30

(注) 昭和 47 年以前は沖縄県を含まない。

2 ひとり親世帯数，年度別

各年8月1日（単位：世帯・％）

	総世帯数 A	母子世帯		父子世帯	
		世帯数 B	構成比 B／A	世帯数 C	構成比 C／A
昭和61年	563,028	14,284	2.54	3,152	0.56
平成3年	614,712	14,496	2.36	3,413	0.56
8	659,483	14,855	2.25	3,587	0.54
13	703,979	17,426	2.48	3,175	0.45
18	732,508	20,118	2.75	2,811	0.38
23	759,740	23,356	3.07	3,459	0.46
28	781,612	22,499	2.88	2,826	0.36
令和3年	810,946	15,831	1.95	2,773	0.34

（注）群馬県ひとり親世帯等実態調査は5年に1度実施。

3 ひとり暮らし高齢者数，年度別

各年6月1日現在

	総数	性別		年齢別						
		男	女	65歳以上 ～ 69歳以下	70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～ 84	85 ～ 89	90 以上	不明
平成10年	26,462	5,338	21,124	5,343	7,247	6,771	4,583	2,040	475	3
11	28,217	5,797	22,420	5,608	7,746	7,221	4,757	2,293	586	6
12	29,606	6,181	23,425	5,663	7,910	7,639	5,192	2,516	686	-
13	31,233	6,732	24,501	5,586	8,203	8,243	5,605	2,773	823	-
14	32,956	7,222	25,734	5,845	8,478	8,670	6,046	2,958	959	-
15	34,518	7,733	26,785	6,059	8,796	8,990	6,459	3,160	1,047	7
16	35,736	8,128	27,608	6,025	8,814	9,405	6,965	3,306	1,219	2
17	38,283	9,018	29,265	6,691	9,248	9,764	7,457	3,612	1,509	2
18	40,344	9,775	30,569	7,110	9,415	10,245	8,093	3,924	1,549	8
19	42,022	10,482	31,540	7,314	9,557	10,635	8,679	4,290	1,544	3
20	44,668	11,407	33,261	7,974	10,060	11,182	9,177	4,611	1,660	4
21	46,415	12,092	34,323	8,601	9,875	11,396	9,714	5,075	1,754	-
22	48,096	12,800	35,296	8,698	10,068	11,622	10,186	5,572	1,950	-
23	50,087	13,711	36,376	8,738	10,572	11,851	10,636	6,162	2,128	-
24	54,151	15,565	38,586	10,272	11,452	12,333	11,160	6,628	2,304	2
25	57,398	17,117	40,281	11,598	12,089	12,690	11,633	6,962	2,426	-
26	59,884	18,377	41,507	12,058	12,987	12,584	11,983	7,579	2,693	-
27	62,909	19,931	42,978	13,341	13,289	12,777	12,374	8,083	3,045	-
28	65,383	21,249	44,134	14,626	12,977	13,127	12,659	8,588	3,406	-
29	53,427	15,097	38,330	-	13,744	13,814	13,098	8,997	3,772	2
30	55,524	16,138	39,386	-	14,532	14,289	13,257	9,426	4,018	2

(注1) 平成19年以前は各年8月1日。

(注2) 平成29年度調査より調査対象者の年齢を65歳以上から70歳以上に引き上げ。

4 介護保険被保険者数・要介護認定者数，年度別

各年3月31日現在

	第1号被保険者数			要介護（要支援）認定者数											
	総数	65歳以上 75歳未満	75歳以上	総数	第1号 被保険者	第2号 被保険者	要支援	要支援 1	要支援 2	経過 的 要 介 護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
平成13年	373,098	213,689	159,409	38,651	37,296	1,355	4,122	-	-	-	10,005	7,644	5,897	6,015	4,968
14	383,335	214,653	168,682	45,067	43,481	1,586	5,032	-	-	-	12,603	8,868	6,257	6,474	5,833
15	401,246	216,088	185,158	57,630	55,516	2,114	7,157	-	-	-	18,579	9,283	7,885	7,882	6,844
16	409,736	216,819	192,917	61,716	59,454	2,262	8,094	-	-	-	20,483	9,713	8,587	8,031	6,808
17	421,295	219,846	201,449	66,260	63,918	2,342	9,320	-	-	-	22,499	10,204	8,912	8,254	7,071
18	434,119	225,398	208,721	67,369	65,016	2,353	-	7,090	8,937	6	13,131	11,799	10,504	8,617	7,285
19	445,413	229,030	216,383	69,852	67,467	2,385	-	6,985	10,476	-	11,616	12,395	11,500	9,489	7,391
20	458,089	235,102	222,987	72,435	70,031	2,404	-	7,066	11,054	-	11,960	12,832	12,242	9,577	7,704
21	466,724	237,497	229,227	75,506	73,058	2,448	-	7,940	10,406	-	13,104	13,199	11,810	10,404	8,643
22	470,166	234,913	235,253	78,670	76,141	2,529	-	9,311	10,155	-	14,265	13,661	11,375	10,454	9,449
23	481,692	241,532	240,160	82,247	79,754	2,493	-	9,686	10,389	-	15,352	14,314	11,758	11,091	9,657
24	481,691	241,532	240,159	82,239	79,746	2,493	-	9,671	10,396	-	15,343	14,304	11,766	11,116	9,643
25	500,375	254,294	246,081	86,917	84,443	2,474	-	10,500	11,346	-	16,646	14,873	12,153	11,650	9,749
26	516,057	267,082	248,975	90,205	87,820	2,385	-	11,260	11,759	-	17,603	15,384	12,479	11,944	9,776
27	532,130	278,365	253,765	93,982	91,645	2,337	-	11,981	12,106	-	18,872	15,567	12,996	12,396	10,064
28	545,678	284,298	261,380	94,974	92,732	2,242	-	11,840	12,006	-	19,412	15,867	13,041	12,659	10,149
29	555,001	285,751	269,250	96,312	94,136	2,176	-	11,396	11,913	-	20,092	16,188	13,409	12,970	10,344
30	569,442	284,728	284,714	100,228	98,081	2,147	-	11,319	12,560	-	20,824	17,321	13,976	13,952	10,276
令和元年	574,925	285,139	289,786	101,828	99,736	2,092	-	11,578	12,638	-	21,155	17,713	14,195	14,162	10,387
2	579,749	288,712	291,037	103,006	100,911	2,095	-	11,974	12,554	-	21,684	17,661	14,533	14,748	9,852

(注1) 平成19年以前は各年8月1日。

5 障害者手帳交付者数，障害（障害程度），年度別

	身体障害者手帳交付者数						療育手帳交付者数			精神障害者保健福祉手帳交付者数			
	総数	視覚障害	聴覚・ 平衡障害	音声・ 言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	総数	重度 A	その他	総数	1 級	2 級	3 級
平成 21 年	66,731	4,511	5,834	703	36,018	19,665	11,637	4,443	7,194	6,249	2,996	2,548	705
22	67,428	4,428	5,881	707	36,187	20,225	11,985	4,531	7,454	6,825	3,217	2,805	803
23	68,178	4,345	5,948	718	36,394	20,773	12,255	4,632	7,623	6,977	3,299	2,883	795
24	69,859	4,289	6,180	798	37,243	21,349	12,638	4,803	7,835	8,099	3,654	3,390	1,055
25	69,421	4,162	6,218	731	36,800	21,510	13,048	4,922	8,126	8,724	3,879	3,660	1,185
26	69,699	4,087	6,386	739	36,641	21,846	13,453	4,985	8,468	9,444	4,048	4,048	1,348
27	70,117	4,044	6,589	740	36,531	22,213	13,885	5,051	8,834	10,037	4,095	4,498	1,444
28	69,222	3,952	6,744	733	35,390	22,403	14,100	5,045	9,055	10,927	4,357	5,040	1,530
29	68,964	3,874	6,919	723	34,892	22,556	14,548	5,110	9,438	12,096	4,591	5,709	1,796
30	69,085	3,874	7,124	727	34,404	22,956	14,995	5,144	9,851	13,105	4,574	6,504	2,027
令和元年	69,266	3,866	7,159	702	34,182	23,137	15,417	5,275	10,142	14,412	4,561	7,275	2,576
2	68,088	3,820	7,264	693	32,735	23,576	15,871	5,351	10,520	14,953	4,379	7,286	3,288

（注 1）平成 19 年以前は各年 8 月 1 日。

6 民生委員・児童委員定数，年度別

	区域担当委員	主任児童委員	民生委員・児童委員 合計
平成 16 年度	3,683	356	4,039
18	3,690	368	4,058
23	3,716	369	4,085
25	3,745	368	4,113
28	3,783	368	4,152
令和元年度	3,809	369	4,178
4	3,844	370	4,214

（注 1）民生委員・児童委員は 3 年に 1 度一斉改選

（注 2）中核市を含む。

III 策定経過等

■ 計画策定に係る群馬県社会福祉審議会の開催状況

開催回	開催年月日	議題
第1回	平成30年12月21日	計画策定スケジュールの説明
第2回	平成31年3月20日	計画骨子案
第3回	令和元年11月14日	計画素案
第4回	令和2年2月7日	計画案

■ 群馬県社会福祉審議会委員名簿（敬称略）

令和2年3月末現在

氏名		所属・役職等	備考
社会福祉 事業従事者	赤 池 裕	県社会福祉協議会子ども福祉部副部長	
	井 上 光 弘	県社会福祉協議会高齢福祉部会長	
	小 澤 義 孝	県民生委員児童委員協議会会長	
	川 原 武 男	県社会福祉協議会会長	委員長
	中 島 穰	県社会福祉協議会障害福祉部会長	
	松 岡 一 明	県社会福祉士会副会長	
学識経験者	上 原 正 男	県里親の会会長	
	杉 田 安 啓	県身体障害者福祉団体連合会会長	
	須 藤 英 仁	県医師会会長	
	曾 我 春 江	県老人クラブ連合会理事	
	十 河 錦 二	県ボランティア連絡協議会会長	
	田 尻 洋 子	県女性団体連絡協議会理事	
	堤 順 一	太田市福祉こども部長	
	戸澤 由美恵	高崎健康福祉大学健康福祉学部准教授	
	米 沢 弘 幸	吉岡町健康福祉課長	



群馬県

